



1. 対象区間 (1/2)

水系名	種別	河川名	起	点	終	点	延長 (km)
吉野川	幹川	吉野川 (ほとたる川を含む)	徳島県三好市池田町西山字穴積地先 徳島県三好市池田町西山字シマ地先 (77K/6+90)		河 (0K/0)	口	77.69 (0.2)
	支川	旧吉野川	吉野川の分派点 (24K/4)		河 (0K/0-400)	口	24.80
	支川	今切川 (鍋川を含む)	旧吉野川の分派点 (11K/6)		河 (0K/0-50)	口	11.75 (0.10)
		計					114.44
那賀川	幹川	那賀川	徳島県阿南市十八女町宮ノ前13番地先 徳島県阿南市加茂町大西56番の1地先 (17K/4+100)		河 (0K/0-800)	口	18.04
	支川	桑野川	徳島県阿南市長生町諏訪の端28番の2地先 徳島県阿南市長生町権現地5番の1地先 (9K/2+55)		派川那賀川への合流点 (2K/2+55)		7.00
	支川	派川那賀川	那賀川からの分派点 (2K/200)		河 (-1K/340)	口	3.63
		計					28.67
物部川	幹川	物部川	高知県香美市土佐山田町神母木字川添426番の2地先 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂1742番地先 (10K/4)		河 (0K/0-200)	口	10.48
	幹川	仁淀川	高知県吾川郡いの町加田字又四郎2473番の1地先 高知県吾川郡いの町下分子上ノ首2653番地先 (14K/8+140)		河 (0K/0-200)	口	15.43
仁淀川	支川	波介川	高知県土佐市中島字東垣497番の5地先 高知県土佐市用石字堂尻山2349番の1地先 (4K/2)		仁淀川合流点 (2K/0-50)		2.23
	支川	宇治川	高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先 高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先 (3K/2+100)		仁淀川合流点 (0K/0)		3.30
		計					20.96

1 対象区間 (2/2)

水系名	種別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
渡川	幹川	四万十川	高知県四万十市佐田三段畑道ノ西1409番地先 高知県四万十市佐田鏡ヶ城山3189番のイ地先 (13K/4)	河 (0K/0-600)	14.00
	支川	中筋川	高知県四万十市有岡字沖前1431番の1地先 高知県四万十市九樹字カガヒラ1485番の1地先 (15K/8+100)	四万十川合流点 (0K/0)	15.90
	支川	後川	高知県四万十市藤岡字北坂折甲160番地先の県道橋 (10K/2)	四万十川合流点 (0K/0)	10.20
		計			40.10
肱川	幹川	肱川	愛媛県大洲市柚木字尾阪358番の1地先 愛媛県大洲市柚木字富士897番の1地先 (19K/6+130)	河 (0K/0)	20.22
	支川	矢落川	愛媛県大洲市新谷字山口乙1598番の1地先 愛媛県大洲市新谷字定行丙27番の1地先 (4K/2)	肱川への合流点 (0K/0)	4.20
		計			24.42
重信川	幹川	重信川	愛媛県東温市五反地900番の1地先 愛媛県東温市柳原25番地先 (17K/0+160)	河 (0K/0)	17.16
	支川	石手川	愛媛県松山市大字朝生田字六反地995番の2地先 愛媛県松山市大字和泉字弥八馬場1096番地先 (3K/2+100)	重信川への合流点 (0K/0)	3.30
		計			20.46
土器川	幹川	土器川	香川県仲多度郡まんのう町2232番地先 香川県仲多度郡まんのう町289番地先 (18K/8+50)	河 (0K/0-600)	19.45

## 2. 規制の方針 (1/2)

水系	規制の方針
吉野川	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度以降5ヶ年計画については、採取許可予定量を5ヶ年で均等に配分するものとする。</li> <li>(2) 新規の機械採取と小口採取は、原則として認めない。</li> <li>(3) 旧吉野川・今切川は採取禁止を継続する。</li> <li>(4) 禁止区域及び保安区域内において異常堆積等した土砂により、治水、利水等河川管理上の支障となる場合、又は、地域経済活動に必要なであると認められる場合、河川管理、河川環境等へ適切に配慮しながら、採取可能とする。</li> </ul>
那賀川	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 採取禁止を継続する。(平成元年より直轄区間の採取実績なし。)</li> <li>(2) 河床が低下傾向にあり、供給土砂の期待ができず、かつ砂利採取した場合河川管理施設に与える影響が大きい。</li> <li>(3) 禁止区域及び保安区域内において異常堆積等した土砂により、治水、利水等河川管理上の支障となる場合、又は、地域経済活動に必要なであると認められる場合、河川管理、河川環境等へ適切に配慮しながら、採取可能とする。</li> </ul>
物部川	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 採取禁止を継続する。(昭和43年より直轄区間の採取実績なし)</li> <li>(2) 供給土砂の期待ができず、かつ砂利採取した場合河川管理施設に与える影響が大きい。</li> <li>(3) 禁止区域及び保安区域内において異常堆積等した土砂により、治水、利水等河川管理上の支障となる場合、又は、地域経済活動に必要なであると認められる場合、河川管理、河川環境等へ適切に配慮しながら、採取可能とする。</li> </ul>
仁淀川	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度以降5ヶ年計画については、採取許可予定量を5ヶ年で均等に配分するものとする。</li> <li>(2) 波介川・宇治川は採取禁止を継続する。</li> <li>(3) 禁止区域及び保安区域内において異常堆積等した土砂により、治水、利水等河川管理上の支障となる場合、又は、地域経済活動に必要なであると認められる場合、河川管理、河川環境等へ適切に配慮しながら、採取可能とする。</li> </ul>
渡川	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 採取禁止を継続する。(昭和56年より直轄区間の採取実績なし。)</li> <li>(2) 清流四万十川の保全のため、平成4年に県区間についても全川禁止となり、以後、採取実績がない。また、四万十市から河口砂州の保全の要望もあり、砂利採取を開始する状況にない。</li> <li>(3) 禁止区域及び保安区域内において異常堆積等した土砂により、治水、利水等河川管理上の支障となる場合、又は、地域経済活動に必要なであると認められる場合、河川管理、河川環境等へ適切に配慮しながら、採取可能とする。</li> </ul>
肱川	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 採取禁止を継続する。(昭和48年より直轄区間の採取実績なし)</li> <li>(2) また、県区間についても平成20年度末で採取禁止。</li> <li>(3) 禁止区域及び保安区域内において異常堆積等した土砂により、治水、利水等河川管理上の支障となる場合、又は、地域経済活動に必要なであると認められる場合、河川管理、河川環境等へ適切に配慮しながら、採取可能とする。</li> </ul>
重信川	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 採取禁止を継続する。(昭和42年より採取実績なし)</li> <li>(2) 昭和42年に重信川全川において全面採取禁止処置がとられ、以後、採取実績がない。また、砂防指定河川のため、砂防堰堤、流路工床止め等の建設促進により、土砂供給が少ないことから河床は、回復傾向にない。</li> <li>(3) 禁止区域及び保安区域内において異常堆積等した土砂により、治水、利水等河川管理上の支障となる場合、又は、地域経済活動に必要なであると認められる場合、河川管理、河川環境等へ適切に配慮しながら、採取可能とする。</li> </ul>

## 2. 規制の方針 (2/2)

水系	規制の方針
土器川	<p>(1) 採取禁止を継続する。(昭和50年代に全川禁止)</p> <p>(2) 土器川は古くから農業用に伏流水が利用されており、伏流水のかんがい用取水施設が50数箇所も点在している。昭和44年以降は、採取の実績がなく、昭和59年には、全川禁止となっている。</p> <p>(3) 現在、香川県においては河川砂利の採取は行われていない。禁止区域及び保安区域内において異常堆積等した土砂により、治水、利水等河川管理上の支障となる場合、又は、地域経済活動に必要であると認められる場合に限り、河川管理、河川環境等へ適切に配慮しながら、採取可能とする。</p>

### 3. 掘削基準河床及び掘削基準断面 ( 1 / 2 )

河川名	掘削基準河床高	設定の考慮の方
吉野川	0k/0～9k/8 管理河床高+0.8m～+1.5m 9k/8～77k/6 +90 旧計画河床高+2.0m	前回計画 (H28) と同値とする 0k/0～9k/8: 管理河床高+0.8m～+1.5m 上記区間は旧計画河床高を設定していないため、河川管理施設等の基礎高等よりS59に管理河床高を設定 9k/8～77k/6+90: 河道状況に大きな変化がみられないため、旧計画河床高+2.0mを確保
旧吉野川	旧計画河床高+1.0m	河道状況に大きな変化がみられないため、前回計画 (H28) と同値とする
今切川	旧計画河床高+1.0m	河道状況に大きな変化がみられないため、前回計画 (H28) と同値とする
那賀川	-0k/800～2K/6: TP+0.182m 2K/6～17K/5: 管理河床高+2.0m	前回計画 (H28) と同値とする。 0k/0-800～11k/8: 管理河床高+2.0m 上記区間は旧計画河床高を設定していないため、河川管理施設の根入れの確保を勘案して管理河床高を設定 (但し, 0k/0-800～2k/6区間はTP+0.182)
派川那賀川及び桑野川	-1K/340～0K/0 : TP-2.516m 0K/0～9K200+55 : 管理河床高+2.0m	前回計画 (H28) と同値とする。 -1k/340～9k/2+55: 管理河床高+2.0m 上記区間は旧計画河床高を設定していないため、河川管理施設の根入れの確保を勘案して管理河床高を設定 (但し, -1k/340 0～0k/0はTP-2.516m)
物部川	0k/0-200m～10k/4 別紙のとおり	別紙のとおり
仁淀川	0k/0-200～14k/8+140 別紙のとおり	別紙のとおり
波介川	—	河床が低いいため、掘削可能断面 (量) が発生しない
宇治川	—	河川幅が狭いため、保安区域を確保すると掘削可能断面 (量) が発生しない

### 3. 掘削基準河床及び掘削基準断面 (2/2)

河川名	掘削基準河床高	設定の方
四万十川	0k/0-600 ~ 7k/0 : 管理河床高+1.0m 7k/0 ~ 13k/400 : 旧計画河床高+1.0m	渡川水系河川整備基本方針(平成21年2月)により, 旧計画河床高に替わる「管理河床高」が設定された。7k/000より上流は, 河川管理施設の根入れを考慮し, 前回計画と旧計画河床高+1.0m
中筋川	0k/0~15k/8 + 100 : 管理河床高+1.0m	渡川水系河川整備基本方針(平成21年2月)により, 旧計画河床高に替わる「管理河床高」が設定された
後川	0k/0~10k/2 : 管理河床高+1.0m	渡川水系河川整備基本方針(平成21年2月)により, 旧計画河床高に替わる「管理河床高」が設定された
脇川	0k/0~19k/6+130 : 旧計画河床高+1.0m	脇川水系河川整備基本方針(平成15年10月)で検討した0k/0~10k/0=T.P.: 2.23mとする10k/0より上流区間は河川管理施設の根入れを考慮し, 旧計画河床高+1.0mとする
矢落川	0k/0~4k/2 : 旧計画河床高+1.0m	河川管理施設の根入れを考慮し, 前回計画(H28)と同じ旧計画河床高+1.0mとする
重信川	0k/0~17k/0+160 : 旧計画河床高+1.0m	河川管理施設の根入れを考慮し, 前回計画(H28)と同じ旧計画河床高+1.0mとする
石手川	0k/0~3k/2+100 : 旧計画河床高+1.0m	河川管理施設の根入れを考慮し, 前回計画(H28)と同じ旧計画河床高+1.0mとする
土器川	0k/0-600~18k/8+50 : 旧計画河床高+1.0m	河川管理施設の根入れを考慮し, 従前の計画と同じ旧計画河床高+1.0mとする

別紙 物部川 掘削基準河床高

0k~2~8k0(統合堰下流側)

距離標	掘削基準河床高	塩害等の影響のない高さ	設定の考え方
0-2	TP+ 1.59		
0.0	TP+ 1.74		
0.2	TP+ 2.41		
0.4	TP+ 3.05		
0.6	TP+ 3.61		
0.8	TP+ 4.20		
1.0	TP+ 4.79		
1.2	TP+ 5.42		
1.4	TP+ 6.00		
1.6	TP+ 6.58		
1.8	TP+ 7.16		
2.0	TP+ 7.74		
2.2	TP+ 8.41		
2.4	TP+ 9.06		
2.6	TP+ 9.76		
2.8	TP+ 10.44		
3.0	TP+ 11.08		
3.2	TP+ 11.72		
3.4	TP+ 12.40		
3.6	TP+ 13.26		
3.8	TP+ 13.93		
4.0	TP+ 14.56		
4.2	TP+ 15.30		
4.4	TP+ 15.95		
4.6	TP+ 16.59		
4.8	TP+ 17.15		
5.0	TP+ 17.85		
5.2	TP+ 18.57		
5.4	TP+ 19.24		
5.6	TP+ 19.97		
5.8	TP+ 20.69		
6.0	TP+ 21.45		
6.2	TP+ 22.15		
6.4	TP+ 22.87		
6.6	TP+ 23.52		
6.8	TP+ 24.12		
7.0	TP+ 24.74		
7.2	TP+ 25.41		
7.4	TP+ 26.14		
7.6	TP+ 26.91		
7.8	TP+ 27.65		
8.0	TP+ 28.35		

河川管理施設の根入れの確保を勘案し設定した高さ

8k0(統合堰上流側)~10k4

距離標	掘削基準河床高	設定の考え方
8.0	TP+ 30.54	
8.2	TP+ 30.86	
8.4	TP+ 31.20	統合堰及び河川管理施設の根入れの確保を勘案し設定した高さ
8.6	TP+ 31.62	
8.8	TP+ 31.98	
9.0	TP+ 32.39	
9.2	TP+ 33.19	
9.4	TP+ 33.96	
9.6	TP+ 34.74	河川管理施設の根入れの確保を勘案し設定した高さ
9.8	TP+ 35.29	
10.0	TP+ 35.89	
10.2	TP+ 36.46	
10.4	TP+ 37.04	

※各距離標の間においては、前後の距離標における掘削基準河床高を結んだ高さとする。

別紙 仁淀川 掘削基準河床高

0k0～9.0(八田堰下流側)		設定の考え方
距離標	掘削基準河床高	
0.0	TP+ -1.00	河川整備計画の掘削河床高
0.2	TP+ -1.00	
0.4	TP+ -1.00	
0.6	TP+ -1.00	
0.8	TP+ -1.00	
1.0	TP+ -1.00	
1.2	TP+ -1.00	
1.4	TP+ -1.00	
1.6	TP+ 0.03	
1.8	TP+ 0.13	
2.0	TP+ 0.26	河川管理施設の根入れの確保を勘案し設定した高さ
2.2	TP+ 0.44	
2.4	TP+ 0.65	
2.6	TP+ 0.86	
2.8	TP+ 1.06	
3.0	TP+ 1.27	
3.2	TP+ 1.47	
3.4	TP+ 1.64	
3.6	TP+ 1.87	
3.8	TP+ 2.11	
4.0	TP+ 2.31	
4.2	TP+ 2.52	
4.4	TP+ 2.69	
4.6	TP+ 2.87	
4.8	TP+ 3.07	
5.0	TP+ 3.26	
5.2	TP+ 3.46	
5.4	TP+ 3.65	
5.6	TP+ 3.84	
5.8	TP+ 4.00	
6.0	TP+ 4.22	
6.2	TP+ 4.43	
6.4	TP+ 4.61	
6.6	TP+ 4.82	
6.8	TP+ 5.09	
7.0	TP+ 5.25	
7.2	TP+ 5.46	
7.4	TP+ 5.66	
7.6	TP+ 5.85	
7.8	TP+ 6.04	
8.0	TP+ 6.23	
8.2	TP+ 6.44	
8.4	TP+ 6.64	
8.6	TP+ 6.82	
8.8	TP+ 7.04	
9.0	TP+ 7.26	

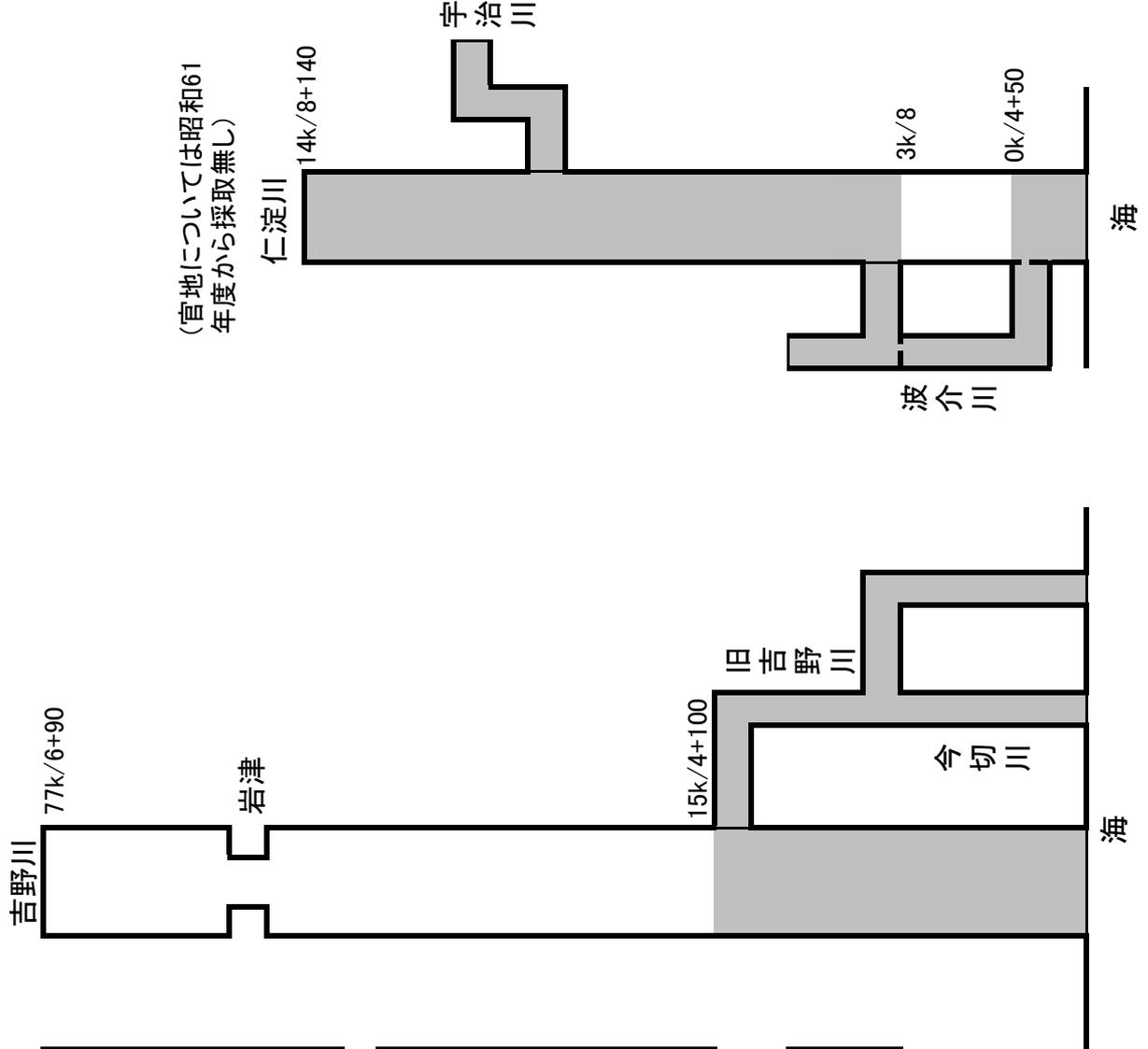
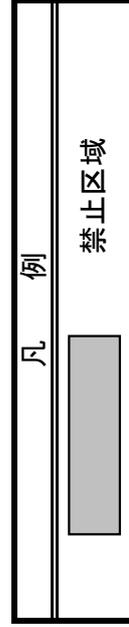
9k0(八田堰上流側)～15k0		設定の考え方
距離標	掘削基準河床高	
9.0	TP+ 9.26	八田堰及び河川管理施設の根入れの確保を勘案し設定した高さ
9.2	TP+ 9.30	
9.4	TP+ 9.34	
9.6	TP+ 9.39	
9.8	TP+ 9.43	
10.0	TP+ 9.47	
10.2	TP+ 9.51	
10.4	TP+ 9.56	
10.6	TP+ 9.60	
10.8	TP+ 9.64	
11.0	TP+ 9.68	河川管理施設の根入れの確保を勘案し設定した高さ
11.2	TP+ 9.95	
11.4	TP+ 10.18	
11.6	TP+ 10.38	
11.8	TP+ 10.64	
12.0	TP+ 10.91	
12.2	TP+ 11.12	
12.4	TP+ 11.39	
12.6	TP+ 11.61	
12.8	TP+ 11.85	
13.0	TP+ 12.05	
13.2	TP+ 12.30	
13.4	TP+ 12.57	
13.6	TP+ 12.82	
13.8	TP+ 13.05	
14.0	TP+ 13.23	
14.2	TP+ 13.50	
14.4	TP+ 13.75	
14.6	TP+ 13.99	
14.8	TP+ 14.23	
15.0	TP+ 14.49	

※各距離標の間においては、前後の距離標における掘削基準河床高を結んだ高さとする。

#### 4. 砂利等の規制計画における禁止区域図(令和4年度～令和8年度)

砂利採取禁止河川(直轄管理区間全域)		
水系名	禁止時期	直轄管理開始
土器川	昭和42年4月	昭和43年4月8日
重信川	昭和42年4月	昭和41年4月1日
物部川	昭和43年1月	昭和42年6月1日
肱川	昭和59年4月	昭和42年6月1日
渡川	平成8年4月	昭和40年4月1日
那賀川	平成14年4月	昭和42年6月1日

砂利採取可能河川の禁止区域		
水系	河川(区域)	直轄管理開始
吉野川	吉野川(15/4+100より下流) 旧吉野川(全域) 今切川(全域)	昭和40年4月1日
仁淀川	仁淀川(0k/0-200～ 0k/4+50、3k/8～14k/8+140) 波介川(全域) 宇治川(全域)	昭和41年4月1日



## 5. 用途規制

水系名	河川名	前回計画	今回計画	備考
吉野川	吉野川 旧吉野川 今切川	無	無	骨材需要が少なく、用途規制を解除しても許可予定量内に留まると判断されることから、用途規制解除を継続する。
那賀川	那賀川 桑野川 派川那賀川	有	無	全川採取禁止河川であり、砂利採取で行う用途規制の趣旨にそぐわないため、用途規制を解除する。
物部川	物部川	無	無	全川採取禁止河川であり、砂利採取で行う用途規制の趣旨にそぐわないため、用途規制解除を継続する。
仁淀川	仁淀川 波介川 宇治川	有	有	規制を継続する。
渡川	四万十川 中筋川 後川	無	無	全川採取禁止河川であり、砂利採取で行う用途規制の趣旨にそぐわないため、用途規制解除を継続する。
肱川	肱川 矢落川	無	無	全川採取禁止河川であり、砂利採取で行う用途規制の趣旨にそぐわないため、用途規制解除を継続する。
重信川	重信川 石手川	無	無	全川採取禁止河川であり、砂利採取で行う用途規制の趣旨にそぐわないため、用途規制解除を継続する。
土器川	土器川	無	無	全川採取禁止河川であり、砂利採取で行う用途規制の趣旨にそぐわないため、用途規制解除を継続する。

6. 吉野川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

河川名 吉野川水系

1. 規制の方針

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						管理河床基準高及び 堀削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰	橋梁		
幹川	吉野川	規制	規制	77k/6 +90	76k/6 +90	1	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	76k/6 +90	75k/8 +100	0.79	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	75k/8 +100	75k/2 +90	0.61	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	75k/2 +90	74k/6 +90	0.6	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	74k/6 +90	73k/4 +60	1.23	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	73k/4 +60	72k/4 +40	1.02	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	72k/4 +40	72k/2 +40	0.24	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	72k/2 +40	71k/2 +180	0.82	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	71k/2 +180	70k/4 +140	0.84	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 500m 下流 500m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	禁止	70k/4 +140	70k/0 +30	0.51	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	70k/0 +30	69k/8 +140	0.09	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	69k/8 +140	68k/2 +180	1.22	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	68k/2 +180	67k/6 +150	0.97	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	67k/6 +150	66k/4 +40	1.35	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						管理河床基準高及び 堀削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰			
幹川	吉野川	規制	禁止	66k/4	65k/4	1	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	65k/4	65k/0	0.4	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	65k/0	63k/8+6 0	1.14	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	63k/8 +60	63k/2 +40	0.62	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	禁止	63k/2 +40	62k/2	1.04	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	62k/2	61k/8 +60	0.34	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	61k/8 +60	61k/2 +30	0.63	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	61k/2 +30	60k/2	1.03	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	60k/2	59k/0	1.2	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	59k/0	57k6	1.4	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	57k/6	57k/2	0.4	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	禁止	57k/2	56k/8 +180	0.22	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がなく、特 定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	禁止	56k/8 +180	56k/2 +170	0.61	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	56k/2 +170	54k/6 +30	1.74	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	54k/6 +30	54k/0 +30	0.6	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	54k/0 +30	52k/2	1.83	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						管理河床基準高及び 掘削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰			
幹川	吉野川	規制	禁止	52k/2	51k/8	0.4	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	51k/8	51k/4 +40	0.36	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	51k/4 +40	50k/8 +10	0.63	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区域 なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	禁止	50k/8 +10	50k/6	0.21	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	50k/6	50k/0	0.6	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	50k/0	48k/8 +190	1.01	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	48k/8 +190	48k/2 +190	0.6	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区域 なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	48k/2 +190	46k/2	2.19	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	46k/2	45k/4 +180	0.62	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	45k/4 +180	44k/8 +170	0.61	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区域 なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	44k/8 +170	43k/4 +80	1.49	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	43k/4 +80	42k/4 +70	1.01	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区域 なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	42k/4 +70	42k/4	0.07	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、特 定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	42k/4	42k/2	0.2	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						管理河床基準高及び 掘削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰			
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	42k/2	42k/0	0.2	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	42k/0	41k4	0.6	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	41k/4	40k/8	0.6	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	禁止	40k/8	40k/4 +30	0.37	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	40k/4 +30	39k/6 +170	0.66	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	39k/6 +170	38k/6	1.17	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	38k/6	38k/4	0.2	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	38k/4	37k/4	1	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	37k/4	37k/0	0.4	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	37k/0	36k/2 +150	0.65	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	36k/2 +150	35k/6 +110	0.64	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	35k/6 +110	35k/6	0.11	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	35k/6	35k/0	0.6	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	35k/0	34k/8	0.2	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	34k/8	34k/6	0.2	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	34k/6	33k/6	1	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	33k/6	33k/4	0.2	水衝 100m 水裏 50m	水衝 100m 水裏 50m		上流 300m 下流 300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						管理河床基準高及び 堀削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰			
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	33k/4	32k/6	0.8	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	32k/6	32k/2 +40	0.36	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	左岸 32k/2	左岸 31k/4	0.82	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	左岸 31k/4 +20	左岸 31k/0	0.42	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	左岸 31k/0	左岸 30k/8	0.2	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	左岸 30k/8	左岸 30k/6 +120	0.08	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	左岸 30k/6 +120	左岸 30k/0 +30	0.69	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	左岸 30k/0 +30	左岸 30k/0	0.03	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	左岸 30k/0	左岸 29k/6	0.4	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、 特定種が存在。	

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)					管理河床基準高及び 掘削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰		
幹川	吉野川	規制	規制	左岸 29k/6	左岸 28k/8	0.8	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。
幹川	吉野川	規制	禁止	左岸 28k/8	左岸 28k/2 +30	0.57	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。
幹川	吉野川	規制	禁止	左岸 28k/2 +30	左岸 27k/4 +210	0.62	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。
幹川	吉野川	規制	規制	左岸 27k/4 +210	左岸 27k/4	0.21	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。
幹川	吉野川	規制	禁止	左岸 27k/4	左岸 26k/6 +160	0.64	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。
幹川	吉野川	規制	禁止	左岸 26k/6 +160	左岸 26k/2 +50	0.51	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。
幹川	吉野川	規制	規制	左岸 26k/2 +50	左岸 26k2	0.05	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。
幹川	吉野川	規制	禁止	右岸 32k/2 +40	右岸 31k/2 +60	0.98	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区 域なので採取不可。

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						管理河床基準高及び 掘削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰			
幹川	吉野川	規制	規制	右岸 31k/2 +60	右岸 31k/0	0.26	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	右岸 31k/0	右岸 30k/6	0.4	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	右岸 30k/6	右岸 29k/0	1.6	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m	水衝100m 水裏50m 善入寺島 島側50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	右岸 29k/0	右岸 28k/8 +120	0.08	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	右岸 28k/8 +120	右岸 28k/2 +210	0.51	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区域 なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	禁止	右岸 28k/2	右岸 28k/0	0.41	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	右岸 28k/0	右岸 26k/2	1.8	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	26k/2	25k/8	0.4	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、特 定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	25k/8	25k/6 +80	0.12	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	25k/6 +80	25k/0 +80	0.6	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	護岸、堤防の保安区域なので 採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	25k/0 +80	24k/6 +150	0.33	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲 で採取可能。	

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						管理河床基準高及び 掘削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰			
幹川	吉野川	規制	禁止	24k/6 +150	23k/2 +50	1.5	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m	上流 500m 下流 1,000m	上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	柿原堰の保安区域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	23k/2 +50	23k/0	0.25	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	23k/0	22k/2	0.8	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	22k/2	21k/6 +160	0.44	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	21k/6 +160	21k/0 +170	0.59	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	21k/0 +170	20k/4	0.77	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	20k/4	20k/2	0.2	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	規制	20k/2	19k/2	1	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	19k/2	18k/8	0.4	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	規制	18k/8	18k/6	0.2	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂はあるが、特定種が存在。	
幹川	吉野川	規制	一部 禁止	18k/6	18k/4	0.2	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	規制	18k/4	18k/0 +60	0.34	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	18k/0 +60	17k/4 +80	0.58	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	17k/4 +80	17k/2	0.28	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲で採取可能。	

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						管理河床基準高及び 堀削基準断面 *別添縦横断面表示の とおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止	橋梁	取水堰			
幹川	吉野川	規制	禁止	17k/2	16k/6 +90	0.51	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	採取可能な土砂がない。	
幹川	吉野川	規制	禁止	16k/6 +90	16k/0 +90	0.6	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	橋梁、護岸、堤防の保安区域なので採取不可。	
幹川	吉野川	規制	規制	16k/0 +90	15k/6	0.49	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m		従来の管理河床基準高	河川管理上支障のない範囲で採取可能。	
幹川	吉野川	規制	禁止	15k/6	14k/6	1	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m	上流500m 下流1,000m	従来の管理河床基準高	第十堰保護のため、採取不可。	
幹川	吉野川	規制	禁止	14k/6	0k/0	14.60	水衝100m 水裏50m	水衝100m 水裏50m		上流300m 下流300m	上流500m 下流1,000m	従来の管理河床基準高	マクロ評価によりトータルポリシーがマイナスとなるため全面禁止とする。	
支川	旧吉野川	規制	禁止	24k/4	-0k/4	24.80	水衝50m 水裏50m	水衝30m 水裏30m		上流200m 下流200m	上流200m 下流200m	従来の管理河床基準高	マクロ評価によりトータルポリシーがマイナスとなるため全面禁止とする。	
支川	今切川	規制	禁止	11k/6	0k/0 -50m	11.65	水衝30m 水裏30m	水衝30m 水裏30m		上流200m 下流200m	上流200m 下流200m	従来の管理河床基準高	マクロ評価によりトータルポリシーがマイナスとなるため全面禁止とする。	

注)・保安区域 JR橋は上下流各500m

・床止は柿原堰を示す。

・取水堰は、吉野川は第十堰、旧吉野川、今切川は両河口堰を示す。

2. 採取可能量等および年次計画

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量 (千 m <sup>3</sup> )	採取可能量 (千 m <sup>3</sup> )	一部採取可 能量 (千 m <sup>3</sup> )	年次計画 (千 m <sup>3</sup> )	R4	R5	R6	R7	R8	計	備考
幹川	吉野川 上流	77k/6 +90m	40k/0 +100m	37.59	2,617	2,166	117	許可または許可の予定量	433	433	433	433	433	2,165	
								採取可能量中の許可または許可の予定量	433	433	433	433	2,165		
								流下予定量	0	0	0	0	0		
幹川	吉野川 下流	40k/0 +100m	0k/0	40.10	8,644	2,203	882	許可または許可の予定量	440	440	440	440	440	2,200	
								採取可能量中の許可または許可の予定量	440	440	440	440	2,200		
								流下予定量	0	0	0	0	0		
支川	旧吉野 川	24k/4	-0k/4	24.80	-	-	-	許可または許可の予定量	-	-	-	-	-	-	
								採取可能量中の許可または許可の予定量	-	-	-	-	-		
								流下予定量	-	-	-	-	-		
支川	今切川	11k/6	0k/0 -50m	11.65	-	-	-	許可または許可の予定量	-	-	-	-	-	-	
								採取可能量中の許可または許可の予定量	-	-	-	-	-		
								流下予定量	-	-	-	-	-		
計	計				11,261	4,369	999	許可または許可の予定量	873	873	873	873	873	4,365	
								採取可能量中の許可または許可の予定量	873	873	873	873	4,365		
								流下予定量	0	0	0	0	0		

注)・吉野川の上流と下流の境界は、岩津の狭窄部とする。

・掘削可能量と採取可能量の詳細については、参考資料の砂利採取可能量区間別表を参照。

# 7. 那賀川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

河川名 那賀川水系 那賀川

## 1. 規制の方針

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)					取水堰	管理河床基準高及び掘削基準断面 ※別添縦横断面表示	方針の理由等
							堤防	護岸	床止め	橋梁	鉄道橋			
幹川	那賀川	禁止	禁止	17k/4 +100	0k/0 -800	18.04	【-0k/800~10k/4】 100m 【10k/4~17k/400+100】 水衝部 100m 川裏部 50m	【-0k/800~10k/4】 100m 【10k/4~17k/400+100】 水衝部 100m 川裏部 50m		上下流 各200m	上下流 各500m	上下流 各300m	【2k/6~17k/4+100】 管理河床高+2.0m 【0k/0-800~2k/6】 TP+0.182m	掘削可能量の評価において、トータルボリュームがマイナスとなり砂利枯渇河川と判断される
支川	桑野川	禁止	禁止	9k/2 +55	2k/2	7.00	30m	20m		上下流 各200m	上下流 各500m	上下流 各300m	管理河床高+2.0m	掘削可能量の評価において、トータルボリュームがマイナスとなり砂利枯渇河川と判断される
支川	派川 那賀川	禁止	禁止	2k/2	-1k/340	3.63	30m	20m		上下流 各200m	上下流 各500m		【0k/0~2k/2】 管理河床高+2.0m 【-1k/340~0k/0】 TP-2.516m	掘削可能量の評価において、トータルボリュームがマイナスとなり砂利枯渇河川と判断される

## 2. 採取可能量及び年次計画

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画								備考			
							許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量		許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量	
幹川	那賀川	17k/4 +100	0k/0-800	18.04	-	-	許可又は許可の予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支川	桑野川	9k/2 +55	2k/2	7.00	-	-	採取可能量中の許可又は許可の予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
支川	派川 那賀川	2k/2	-1k/340	3.63	-	-	採取可能量中の許可又は許可の予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計				28.67	-	-	採取可能量中の許可又は許可の予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位: 千m<sup>3</sup>)

## 8. 物部川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

河川名 物部川水系 物部川

### 1. 規制の方針

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m)						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添縦横断面図表 示	方針の理由等
							堤防	護岸	床止め	橋梁	鉄道橋	取水堰		
幹川	物部川	禁止	禁止	10k/2+ 80	0k/0 -200	10.48	水衝部 100m 水裏部 60m	水衝部 70m 水裏部 50m	上下流 各250m	上下流 各250m	上下流 各500m	上下流 各300m	別紙のとおり	掘削可能量の評価に おいて、トータルボ リュームがマイナスと なり砂利枯湯河川と判 断される

### 2. 採取可能量及び年次計画

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	備考
								許可又はは許可の予定量	採取可能量中の許可又は許 可の予定量	流下堆積予定量	許可又はは許可の予定量	採取可能量中の許可又は許 可の予定量	
幹川	物部川	10k/2+ 80	0k/0 -200	10.48	—	—	許可又はは許可の予定量	—	—	—	—	—	
計				10.48	—	—	許可又はは許可の予定量	—	—	—	—	—	

(単位: 千m<sup>3</sup>)

# 9. 仁淀川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

## 河川名 仁淀川水系 仁淀川 1. 規制の方針

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添縦横断面図表示のとおり	方針理由等	
							堤防	護岸	床止め	橋梁	鉄道橋	取水堰			
幹川	仁淀川	規制	禁止	14k/8 +140	12k/2	2.74	水衝部 100m 水裏部 60m	水衝部 70m 水裏部 50m	上下流 各250m	上下流 各250m	上下流 各500m	上下流 各300m	別紙のとおり	取水口の水位低下 防止、河川利用者 多数	
				12k/2	4.10	保安区域が連続									
				8k/0 +100	3.80										鮎の主要な産卵場 所、河川利用者多 数
				4k/2 +100	0.50										
3k/8	0.40	河川管理上支障の ない範囲で採取可 能。絶滅危惧種の コアジサシ営巣の 可能性のある中州 については採取禁 止													
3k/4	3.14		河川管理上支障の ない範囲で採取可 能												
0k/4+50	0.75			入り江保全区域、 占用地の保全											
支川	波介川	規制	禁止		4k/2	2k/0-50	2.23	20m	10m	100m	500m	100m	—		
支川	宇治川	規制	禁止	3k/2 +100	0k/0	3.30	20m	10m	100m	500m	100m	—			

(単位:千m<sup>3</sup>)

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画								備考
							R4	R5	R6	R7	R8				
幹川	仁淀川	14k/8 +140	0k/0 -2	15.43	1,293 (104)	487 (104)	許可又は許可の予定量	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)		
							採取可能量中の 許可又は許可の予定量	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)		
							流下堆積予定量	—	—	—	—	—	—		
支川	波介川	4k/2	2k/0 -50	2.23	—	—	許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—		
							採取可能量中の 許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—		
							流下堆積予定量	—	—	—	—	—	—		
支川	宇治川	3k/2 +100	0k/0	3.30	—	—	許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—		
							採取可能量中の 許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—		
							流下堆積予定量	—	—	—	—	—	—		
計				20.96	1,293 (104)	487 (104)	許可又は許可の予定量	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	
							採取可能量中の 許可又は許可の予定量	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	97(20)	
							流下堆積予定量	—	—	—	—	—	—	—	

# 10. 渡川水系 砂利等の採取に関する 審査基準総括表

河川名： 渡川水系 四万十川、中筋川、後川

## 1. 規制の方針

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m)						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添縦横断面図表示のとおり	方針の理由等
							堤防	護岸	床止め	橋梁	鉄道橋	取水堰		
幹川	四万十川	禁止	禁止	13.4km	0.0km -600m	14.00	水衝100m 水裏 50m	水衝100m 水裏 50m		上流200m 下流200m	上流500m 下流500m		河口から7km： 管理河床高+1.0m 7kmから上流： 旧計画河床高+1.0m	掘削可能量の評価において、トータルボリュームがマイナスとなり砂利枯渇河川と判断される。
支川	中筋川	禁止	禁止	15.8km +100m	0.0km	15.90	20m	20m		上流150m 下流150m	上流500m 下流500m		管理河床高 +1.0m	掘削可能量の評価において、トータルボリュームがマイナスとなり砂利枯渇河川と判断される。
支川	後川	禁止	禁止	10.2km	0.0km	10.20	30m	20m		上流150m 下流150m	上流500m 下流500m	上流150m 下流150m	管理河床高 +1.0m	掘削可能量の評価において、トータルボリュームがマイナスとなり砂利枯渇河川と判断される。

## 2. 採取可能量及び年次計画

(単位：千m<sup>3</sup>/s)

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	備考
幹川	四万十川	13.4km	0.0km -600m	14.00	-	-	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	-	-	-	-	-	
支川	中筋川	15.8km +100m	0.0km	15.90	-	-	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	-	-	-	-	-	
支川	後川	10.2km	0.0km	10.20	-	-	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	-	-	-	-	-	
計				40.10	-	-	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	-	-	-	-	-	

# 1 1. 肱川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

河川名 肱川水系 肱川

## 1. 規制の方針

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域 (m)					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添縦横断面図表示	方針の理由等	
							堤防	護岸	床止め	橋梁	鉄道橋			取水堰
幹川	肱川	禁止	禁止	19k/6 +130	0k/0	20.22	50m	50m	上流 200m 下流 200m	上流 200m 下流 200m	上流 500m 下流 500m	上流 200m 下流 200m	0K/0~10K/0 TP+2.23m 10K/0~19K/6+130 旧計画河床高+1.0m	下流域は環境への影響を考慮のため。上流域は河川管理施設等の根入れを考慮のため。
支川	矢落川	禁止	禁止	4k/2	0k/0	4.20	20m	10m	上流 100m 下流 100m	上流 100m 下流 100m	上流 500m 下流 500m	上流 100m 下流 100m	0K/0~4K/2 旧計画河床高+1.0m	河川管理施設等の根入れを考慮のため。

## 2. 採取可能量及び年次計画

(単位: 千m<sup>3</sup>)

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	備考
幹川	肱川	19k/6 +130	0k/0	20.22	-	-	許可又は許可の予定量 採取可能量中の 許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	-	-	-	-	-	全面禁止とする。
支川	矢落川	4k/2	0k/0	4.20	-	-	許可又は許可の予定量 採取可能量中の 許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	-	-	-	-	-	全面禁止とする。
計				24.42	-	-	許可又は許可の予定量 採取可能量中の 許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	-	-	-	-	-	

# 1 2. 重信川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

河川名 重信川水系 重信川・石手川

## 1. 規制の方針

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長	保安区域(m)						掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添縦横断面図表示	方針の理由等
							堤防	護岸	床止め	橋梁	鉄道橋	取水堰		
幹川	重信川	禁止	禁止	0.0k	17.16k	17.16	50m	50m	上流 200m 下流 200m	上流 200m 下流 200m	上流 500m 下流 500m	—	旧計画河床高+1.0m	掘削可能量の評価において、トータルボリュームがマイナスとなり砂利枯渇河川と判断される
支川	石手川	禁止	禁止	0.0k (本川台 流点)	3.30k	3.30	10m	10m	上流 200m 下流 200m	上流 200m 下流 200m	上流 500m 下流 500m	—	旧計画河床高+1.0m	掘削可能量の評価において、トータルボリュームがマイナスとなり砂利枯渇河川と判断される

## 2. 採取可能量及び年次計画

(単位:千m<sup>3</sup>)

種別	河川名	起点	終点	延長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	備考
幹川	重信川	0.0k	17.16k	17.16	—	—	許可又は許可の予定量 採取可能量中の 許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	—	—	—	—	—	
支川	石手川	0.0k	3.30k	3.30	—	—	許可又は許可の予定量 採取可能量中の 許可又は許可の予定量 流下堆積予定量	—	—	—	—	—	
総計							許可又は許可の予定量 採取可能量中の 許可又は許可の予定量 流下堆積予定量						

# 13. 土器川水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

河川名 土器川水系 土器川

## 1. 規制の方針

種別	河川名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m)					掘削基準河床及び 掘削基準断面 ※別添縦横断面図表示	方針の理由等
							堤防	護岸	床止め	橋梁	鉄道橋		
幹川	土器川	禁止	禁止	18.85K	河口 (-0.6K)	19.45	30m	20m	上流 150m 下流 150m	上流 150m 下流 150m	上流 500m 下流 500m	上流 150m 下流 150m	旧計画河床高+1.0m 掘削可能量の評価 において、トータルボ リュームがマイナスと なり砂利枯渇河川と 判断される

(単位: 千m<sup>3</sup>)

## 2. 採取可能量及び年次計画

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量	採取 可能量	年次計画								備考									
							許可又は許可の予定量	採取可能量中の 許可又は許可の予定量	流下堆積予定量	許可又は許可の予定量	採取可能量中の 許可又は許可の予定量	流下堆積予定量	R4	R5		R6	R7	R8						
幹川	土器川	18.85km	河口 (-0.6K)	19.45	-	-	許可又は許可の予定量	採取可能量中の 許可又は許可の予定量	流下堆積予定量	許可又は許可の予定量	採取可能量中の 許可又は許可の予定量	流下堆積予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計				19.45	-	-	許可又は許可の予定量	採取可能量中の 許可又は許可の予定量	流下堆積予定量	許可又は許可の予定量	採取可能量中の 許可又は許可の予定量	流下堆積予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

# 砂利等の採取に関する規制計画【ダム区間】

(令和4年度から令和8年度)

## —目次—

1. 対象区間	.....	1
2. 規制の方針	.....	6
3. 掘削基準河床及び掘削基準断面	.....	8
4. 禁止区域等	.....	10
5. 採取可能量及び年次計画	.....	24
6. 用途規制	.....	32

令和4年3月  
四国地方整備局

# 1. 対象区間

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長(km)	
吉野川	幹川	吉野川	池田ダム	(左岸)徳島県三好市池田町 西山字穴漬4178番の3地先	(左岸)徳島県三好市山城町 下川字中192番の1地先	10.42	
				(右岸)徳島県三好市池田町 西山字シマ999番の2地先	(右岸)徳島県三好市池田町 川崎字浪合27番地先		
	支川	馬路川		吉野川への合流点	(左岸)徳島県三好市池田町 白地字井ノ久保1628番地先	(左岸)徳島県三好市池田町 白地字井ノ久保1495番の1地先	0.65
					(右岸)徳島県三好市池田町 白地字井ノ久保1495番の1地先	(右岸)徳島県三好市池田町 白地字井ノ久保1495番の1地先	
	支川	漆川		吉野川への合流点	(左岸)徳島県三好市池田町 大利字出合4番の1地先	(左岸)徳島県三好市池田町 大利字出合4番の1地先	0.18
					(右岸)徳島県三好市池田町 漆川字漆川橋/向5137番の6地先	(右岸)徳島県三好市池田町 漆川字漆川橋/向5137番の6地先	
	幹川	祖谷川		吉野川への合流点	(左岸)徳島県三好市池田町 川崎字宮ノ前130番地先	(左岸)徳島県三好市池田町 川崎字宮ノ前130番地先	0.13
					(右岸)徳島県三好市池田町 大利字為成44番地先	(右岸)徳島県三好市池田町 大利字為成44番地先	
	支川	下川川		早明浦ダム	(左岸)高知県長岡郡本山町 吉野字小倉山250番の3地先	(左岸)高知県土佐郡大川村 井ノ川字葛橋217番の6地先	22.20
					(右岸)高知県土佐郡土佐町 田井字ササキ6206番地先	(右岸)高知県土佐郡大川村 上小南川字川口307番の6地先	
支川	瀬戸川		吉野川への合流点	(左岸)高知県土佐郡土佐町 井尻字カキノ7134番の1地先	(左岸)高知県土佐郡土佐町 井尻字カキノ7134番の1地先	1.30	
				(右岸)高知県土佐郡土佐町 下川字冬の谷5番の1地先	(右岸)高知県土佐郡土佐町 下川字冬の谷5番の1地先		
支川	大北川		吉野川への合流点	(左岸)高知県土佐郡土佐町 南川字小平1928番の1地先	(左岸)高知県土佐郡土佐町 南川字小平1928番の1地先	3.60	
				(右岸)高知県土佐郡土佐町 南川字古城528番の5地先	(右岸)高知県土佐郡土佐町 南川字古城528番の5地先		
支川			吉野川への合流点	(左岸)高知県土佐郡大川村 大北川字中尾391番地先	(左岸)高知県土佐郡大川村 大北川字中尾391番地先	2.10	
				(右岸)高知県土佐郡大川村 高野字トヲノ谷219番地先	(右岸)高知県土佐郡大川村 高野字トヲノ谷219番地先		

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長(km)
吉野川	支川	銅山川	新宮ダム	(左岸)愛媛県四国中央市新宮町 新宮字長サコ乙36番2地先 (右岸)愛媛県四国中央市新宮町 新宮字宮川甲31番地先	(左岸)愛媛県四国中央市金砂町 小川山字古野1237番地先 (右岸)愛媛県四国中央市金砂町 小川山字古野向道乙2232番地先	9.13
	二次支川	中ノ川		銅山川への合流点	(左岸)愛媛県四国中央市金砂町 小川山字カイノ宮乙1390番地先 (右岸)愛媛県四国中央市新宮町 馬立字カイノ宮丙2164番の3地先	1.20
	支川	銅山川	柳瀬ダム	(左岸)愛媛県四国中央市金砂町 小川山字古野1237番地先 (右岸)愛媛県四国中央市金砂町 小川山字古野向道乙2232番地先	(左岸)愛媛県四国中央市富郷町 寒川山字上長瀬351番地先 (右岸)愛媛県四国中央市富郷町 寒川山字杉成425番地先	9.71
	二次支川	上小川		銅山川への合流点	(左岸)愛媛県四国中央市金砂町 小川山2178番の1地先 (右岸)愛媛県四国中央市金砂町 小川山2263番の1地先	1.07
	支川	銅山川	富郷ダム	(左岸)愛媛県四国中央市富郷町 津根山字耕地廻リ乙381番の8地先 (右岸)愛媛県四国中央市富郷町 津根山字藤原106番地先	(左岸)愛媛県新居浜市別子山 字成ル乙304番の1地先 (右岸)愛媛県新居浜市別子山 字竹ヶ市乙2番地先	7.20
	二次支川	葛川		銅山川への合流点	(左岸)愛媛県四国中央市富郷町 津根山字城師山乙197番の106地先 (右岸)愛媛県四国中央市富郷町 津根山字船形乙189番の7地先	1.20

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長(km)
那賀川	幹川	那賀川	長安ロダム	(左岸)徳島県那賀郡那賀町 小浜477番-1地先 (右岸)徳島県那賀郡那賀町 小計字角ト屋20番-2地先	(左岸)徳島県那賀郡那賀町 白石字鳥砂14番地先 (右岸)徳島県那賀郡那賀町 白石字カゲ平山1番の6地先	13.53
	支川	菖蒲谷川		那賀川への合流点	(左岸)徳島県那賀郡那賀町 桧曽根字井野14番地先 (右岸)徳島県那賀郡那賀町 桧曽根字藤ノ平24番地先	1.49
	支川	坂州木頭川		那賀川への合流点	(左岸)徳島県那賀郡那賀町 掛盤字保木山1番の2地先 (右岸)徳島県那賀郡那賀町 掛盤字符殿回り59番の4地先	8.57
仁淀川	二次支川	拝宮谷川		坂州木頭川への合流点	(左岸)徳島県那賀郡那賀町 拝宮字向田5番の24地先 (右岸)徳島県那賀郡那賀町 拝宮字西分107番の6地先	0.15
	幹川	仁淀川	大渡ダム	(左岸)高知県吾川郡仁淀川町 大字大渡字タハ100番の1地先 (右岸)高知県吾川郡仁淀川町 大字高瀬字コツキ97番の3地先	(左岸)愛媛県上浮穴郡久万高原町 大字中津字ハンカケ2502番の1地先 (右岸)愛媛県上浮穴郡久万高原町 大字柳井川字ミヤカミ6290番地先	10.35
	支川	岩屋川		仁淀川への合流点	(左岸)高知県吾川郡仁淀川町 別枝字竹ノ前2575番のハの1地先 (右岸)高知県吾川郡仁淀川町 別枝字石ノ内2551番のホの5地先	0.20
渡川	支川	中筋川	中筋川ダム	高知県宿毛市平田町黒川角力峠 5313番の1地先の下流端を示す標柱 (0/-600-30)	高知県宿毛市平田町黒川角力峠 5313番の11地先の上流端を示す標柱 (6/800+80)	7.60
	二次支川	清水川		中筋川への合流点 (0/000)	高知県幡多郡三原村宮ノ川字清水川 145番35地先の上流端を示す標柱 (2/400+20)	2.42
	支川	横瀬川	横瀬川ダム	(左岸)高知県宿毛市山奈町山田字楠城山 6175番地1地先 (右岸)高知県宿毛市山奈町山田字陸平山 6144番地3地先 (0/-600)	(左岸)高知県宿毛市山奈町山田字イデカ 谷山6170番1地先 (右岸)高知県宿毛市山奈町山田字ナルサン 田山5994番地先 (2/200+70)	3.17

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長(km)
肱川	幹川	肱川	野村ダム	(左岸)愛媛県西予市宇和町 明間12-1788-5地先 (右岸)愛媛県西予市宇和町明間 12-1725-4地先	(左岸)愛媛県西予市野村町 野村8-3地先 (右岸)愛媛県西予市野村町 野村7-432地先	7.86
	支川	稲生川		肱川への合流点	(左岸)愛媛県西予市野村町 四郎谷1-2390地先 (右岸)愛媛県西予市野村町 野村2-770地先	2.2
	支川	板ヶ谷川		肱川への合流点	(左岸)愛媛県西予市宇和町明間 11-504地先 (右岸)愛媛県西予市野村町野村 17-65地先	0.5
	支川	大平川		肱川への合流点	(左岸)愛媛県西予市宇和町 明間10-100地先 (右岸)愛媛県西予市宇和町 明間10-99地先	0.2
	支川	八丁川		肱川への合流点	(左岸)愛媛県西予市宇和町 明間12-1090-3地先 (右岸)愛媛県西予市宇和町 明間9-180-2地先	0.1
	支川	倉谷川		肱川への合流点	(左岸)愛媛県西予市宇和町 明間5-14地先 (右岸)愛媛県西予市宇和町 明間5-6地先	0.18
	幹川	肱川	鹿野川ダム	(左岸)愛媛県大洲市肱川町 宇和川760番4 (右岸)愛媛県大洲市肱川町 山鳥坂282番地先	(左岸)愛媛県西予市野村町 蔵良126番地先 (右岸)愛媛県西予市 阿下5号597番地先	14.0
	支川	大谷川		肱川への合流点	(左岸)愛媛県大洲市肱川町 大谷3706番地先 (右岸)愛媛県大洲市肱川町 大谷4554番地先	1.1

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長(km)
肱川	支川	黒瀬川	鹿野川ダム	肱川への合流点	(左岸)愛媛県西予市野村町 坂石2388番地先 (右岸)愛媛県西予市野村町予子林 4番2地先	3.3
	二次支川	舟戸川		黒瀬川への合流点	(左岸)愛媛県西予市野村町 予子林3655番地 (右岸)愛媛県西予市野村町 予子林6197番地先	2.2
重信川	支川	河辺川	山鳥坂ダム	(左岸)愛媛県大洲市肱川町 山鳥坂1496番地先 (右岸)愛媛県大洲市肱川町 山鳥坂980番1地先	(左岸)愛媛県大洲市肱川町 山鳥坂4289番地先 (右岸)愛媛県大洲市肱川町 山鳥坂4281番地先	6.0
	支川	石手川	石手川ダム	石手川ダム No. 0-600m(本川合流点より13.45km)	石手川ダム No. 36+150m(本川合流点より18.21km)	4.76
	二次支川	五明川		石手川ダム No. 37-60m(石手川合流点)	石手川ダム No. 46+8.2m(石手川合流点より0.90km)	0.9

## 2. 規制の方針

水系名	ダム名	規制の方針
吉野川	池田ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理上支障のない範囲で採取可能とする。</li> <li>・当ダムは、用水取水のため、最低水位(EL. 87.5m)以下に水位が下がらない。堆砂の殆どが常時水没しているため、濁水対策を充分に行うという条件付きで、水中掘削も可とする。</li> </ul>
	早明浦ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理上支障のない範囲で採取可能とする。</li> <li>・濁水防止の観点から、陸上掘削とする。</li> </ul>
	新宮ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理上支障のない範囲で採取可能とする。</li> <li>・濁水防止の観点から、陸上掘削とする。</li> </ul>
	柳瀬ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理上支障のない範囲で採取可能とする。</li> <li>・濁水防止の観点から、陸上掘削とする。</li> </ul>
	富郷ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理上支障のない範囲で採取可能とする。</li> <li>・濁水防止の観点から、陸上掘削とする。</li> </ul>
那賀川	長安口ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安距離、横断勾配、掘削基準高等を考慮すれば賦存量がないため、全面採取禁止とする。</li> </ul>
仁淀川	大渡ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安距離、横断勾配、掘削基準高等を考慮すれば賦存量がないため、全面採取禁止とする。</li> </ul>
	中筋川ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安距離、横断勾配、掘削基準高等を考慮すれば賦存量がないため、全面採取禁止とする。</li> </ul>
渡川	横瀬川ダム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安距離、横断勾配、掘削基準高等を考慮すれば賦存量がないため、全面採取禁止とする。</li> </ul>

水系名		ダム名	規制の方針
肱川		野村ダム	・保安距離、横断勾配、掘削基準高等を考慮すれば賦存量がないため、全面採取禁止とする。
		鹿野川ダム	・河川管理上支障のない範囲で採取可能とする。 ・濁水防止の観点から、陸上掘削とする。
		山鳥坂ダム	・保安距離、横断勾配、掘削基準高等を考慮すれば賦存量がないため、全面採取禁止とする。
重信川		石手川ダム	・河川管理上支障のない範囲で採取可能とする。 ・濁水防止の観点から、陸上掘削とする。

### 3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

水系名	河川名	ダム名	掘削基準河床高	設定の考え方
吉野川	吉野川	池田ダム	元河床高	濁水対策を充分に行うことで水中掘削可としており、全区域を元河床高で設定。
		早明浦ダム	元河床高	①低水放流管の取水口EL262.0m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL262.0m以上の範囲は、元河床高を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。
		新宮ダム	元河床高	①低水放流管の取水口EL207.5m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL207.5m以上の範囲は、元河床高を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。
		柳瀬ダム	元河床高	①低水放流管の取水口EL255.0m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL255.0m以上の範囲は、元河床高を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。
		富郷ダム	元河床高	①低水放流管の取水口EL376.5m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL376.5m以上の範囲は、元河床高を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。
那賀川	那賀川	長安ロダム	計画河床高と元河床高のどちらか高い方	出合橋より上流部は、堆砂による計画河床高(非洪水期:貯水位低下高EL.218.0m)が定められているため、その計画河床高か元河床高の高い方を、掘削基準河床高と設定する。
		坂州木頭川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追立ダム下流</li> <li>・追立ダム下流 既設構造物より設定した高さ</li> <li>・追立ダム上流</li> <li>・追立ダム上流 坂州発電所呑口敷高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追立ダム下流</li> <li>①計画河床高が設定されていないため、現在設置してある橋梁フーチング上面より2.0mの根入れの確保した高さ、発電放水口敷高、追立ダム敷高により包括線を結び、掘削基準河床とする。</li> <li>・追立ダム上流</li> <li>①計画河床高が設定されていないため、坂州発電所の影響を考慮した高さ(坂州発電所呑口敷高EL.272.6m)を掘削基準河床とする。</li> </ul>

設定の考え方				
水系名	河川名	ダム名	掘削基準河床高	
仁淀川	仁淀川 岩屋川	大渡ダム	元河床高	①主放流設備の敷高EL154.33m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL154.33m以上の範囲は、元河床高(地すべり対策完了後の昭和60年度の河床高)を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。
渡川	中筋川 清水川	中筋川ダム	元河床高	①低水放流管の敷高EL37.0m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL37.0m以上の範囲は、元河床高を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。
	横瀬川	横瀬川ダム	元河床高	①低水放流管の敷高EL98.6m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL98.6m以上の範囲は、元河床高を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。
肱川	肱川 稲生川 板ヶ谷川 大平川 八丁川 倉谷川	野村ダム	元河床高	①選択取水設備の最低水位EL139.0m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL139.0m以上の範囲は、元河床高を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。
	肱川 大谷川 黒瀬川 舟戸川	鹿野川ダム	元河床高	①放水管バルブの敷高EL61.0m以下の範囲は貯水位が下がり得ないので、全面採取禁止とする。 ②EL61.0m以上の範囲は、元河床高を基本(掘削に必要な作業ヤードとして10mを確保できること)とし、縦断的に凹凸にならないよう考慮して設定する。 ③黒瀬橋地点は堆砂が進行しているため保安区域とはせず、フーチング上面より2.0mの根入れを確保した高さを掘削基準高とした。
	河辺川	山鳥坂ダム	元河床高	現況河床の確保
重信川	石手川	石手川ダム	・貯水池内は、元河床高 ・貯砂ダム上流は、元河床と、貯砂ダム基礎地盤高+1.0mのどちらか高い方	・掘削は濁水が発生しないよう全て陸上掘削とする。 ・護岸の保安距離は10m以上とするが、天然河岸で岩が露出しており、護岸基礎が岩着している箇所においては2m以上とする。 ・橋梁について橋脚がある場合は、上下流方向の保安距離は100m以上とする。 ・貯砂ダムは、構造物保安のため、下流のみ100m以上の保安距離をとる。

#### 4. 禁止区域等

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) *別添平面図表示のとおり							
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰	砂防ダム		
吉野川	幹川	吉野川	池田ダム	規制	禁止	池田ダム上流0.57km	池田ダム上流0.50km	1.07	上流500	-	50	-	-	-		
					規制	池田ダム上流0.50km	池田ダム上流0.60km	0.1	-	-	50	-	-	-	-	
					禁止	池田ダム上流0.60km	池田ダム上流1.12km	0.52	-	30	-	50	-	-	-	
					規制	池田ダム上流1.12km	池田ダム上流2.23km	1.11	-	30	-	50	-	-	-	
					禁止	池田ダム上流2.23km	池田ダム上流2.72km	0.49	-	30	上下流200	50	-	-	-	
					規制	池田ダム上流2.72km	池田ダム上流3.00km	0.28	-	30	-	50	-	-	-	
					禁止	池田ダム上流3.00km	池田ダム上流3.45km	0.45	-	30	上下流200	50	-	-	-	
					規制	池田ダム上流3.45km	池田ダム上流3.83km	0.38	-	30	-	50	-	-	-	
					禁止	池田ダム上流3.83km	池田ダム上流4.37km	0.54	-	30	上下流200	50	-	-	-	
					規制	池田ダム上流4.37km	池田ダム上流5.68km	1.31	-	-	-	50	-	-	-	
					禁止	池田ダム上流5.68km	池田ダム上流9.85km	4.17	-	-	上下流500	-	-	-	-	
					禁止	0.00km	0.65km	0.65	-	-	-	-	-	-	-	-
					支川	馬路川	漆川			禁止	0.00km	0.18km	0.18	-	-	-
禁止	0.00km	0.13km	0.13	-						-	上下流150	-	-	-		
禁止	0.00km	0.13km	0.13	-						-	-	-	-	-		

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり											
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰	砂防ダム						
吉野川	幹川	吉野川	早明浦ダム	規制	禁止	早明浦ダム 下流1.81km	早明浦ダム 上流5.47km	7.28	上流 500	-	30	上下流 150	2	-	-					
					規制	早明浦ダム 上流5.47km	早明浦ダム 上流5.97km	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					禁止	早明浦ダム 上流5.97km	早明浦ダム 上流6.81km	0.84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					規制	早明浦ダム 上流6.81km	早明浦ダム 上流7.09km	0.28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					禁止	早明浦ダム 上流7.09km	早明浦ダム 上流7.12km	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					規制	早明浦ダム 上流7.12km	早明浦ダム 上流7.29km	0.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					禁止	早明浦ダム 上流7.29km	早明浦ダム 上流7.36km	0.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					規制	早明浦ダム 上流7.36km	早明浦ダム 上流8.00km	0.64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					禁止	早明浦ダム 上流8.00km	早明浦ダム 上流8.00km	2.29	-	-	-	-	-	-	-	-	上下流 150	-	-	-
					規制	早明浦ダム 上流10.29km	早明浦ダム 上流10.29km	0.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					禁止	早明浦ダム 上流10.29km	早明浦ダム 上流10.77km	0.72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					規制	早明浦ダム 上流10.77km	早明浦ダム 上流11.49km	0.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					禁止	早明浦ダム 上流11.49km	早明浦ダム 上流11.74km	3.21	-	-	-	-	-	-	-	-	上下流 150	-	-	-
					規制	早明浦ダム 上流11.74km	早明浦ダム 上流14.95km	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					禁止	早明浦ダム 上流14.95km	早明浦ダム 上流15.05km	5.34	-	-	-	-	-	-	-	-	上下流 150	-	-	-

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり					
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰	砂防ダム
吉野川	支川	下川川	早明浦ダム	規制	禁止	0.00km	1.30km	1.3	-	-	20	上下流 100	-	-
		瀬戸川				0.00km	3.6km	3.6	-	-	20	上下流 100	-	-
		大北川				0.00km	2.10km	2.1	-	-	20	上下流 100	-	-
支川	銅山川	新宮ダム	新宮ダム下 流1.93km	新宮ダム上 流5.10km	禁止	新宮ダム上 流5.10km	新宮ダム上 流5.30km	0.23	-	-	30	上下流 150	-	-
						新宮ダム上 流5.30km	新宮ダム上 流7.20km	1.9	-	-	30	上下流 150	-	-
						0.00km	1.20km	1.2	-	-	20	上下流 100	-	-
支川	銅山川	柳瀬ダム	柳瀬ダム下 流1.81km	柳瀬ダム上 流3.09km	禁止	柳瀬ダム上 流3.09km	柳瀬ダム上 流5.59km	2.5	-	20	30	上下流 150	-	-
						柳瀬ダム上 流5.59km	柳瀬ダム上 流6.86km	1.27	-	-	30	上下流 150	-	-
						柳瀬ダム上 流6.86km	柳瀬ダム上 流6.99km	0.13	-	20	30	上下流 150	-	-
二次 支川	上小川	柳瀬ダム上 流6.99km	柳瀬ダム上 流6.99km	柳瀬ダム上 流7.91km	禁止	0.00km	0.03km	0.03	-	-	20	-	-	-
						0.03km	0.52km	0.49	-	-	20	上下流 150	-	-
						0.52km	1.07km	0.55	-	-	20	上下流 100	-	-

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり				
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰
吉野川	支川	銅山川	富郷ダム	規制	禁止	富郷ダム下流0.34km	富郷ダム上流1.27km	1.61	-	30	-	-	-
						富郷ダム上流1.27km	富郷ダム上流1.76km		0.49	-	-	-	-
						富郷ダム上流1.76km	富郷ダム上流6.86km		5.1	20	30	2	上下流 150
	二次支川	葛川			禁止	0.00km	1.20km	1.2	10	20	上下流 100	-	-

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり				
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰
那賀川	幹川	那賀川	長安口ダム	規制	禁止	No.0(H)-988	直轄上流 直轄上流 直轄上流 直轄上流	13.53	20	2	上下流 200	-	-
						No.0(N)	直轄上流 直轄上流		1.49	20	2	-	-
						No.11(S)-68.9	直轄上流 直轄上流		8.57	20	2	上下流 150	上下流 150
	支川	菖蒲谷川 坂州木頭川 拝宮谷川			禁止	No.0(HY)	直轄上流 直轄上流	0.15	20	2	-	-	-

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり				
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰
仁淀川	幹川	仁淀川	大渡ダム	規制	禁止	0k-1150	9k200	10.35	30	2	上下流 200	上下流 200	上下流 200 (発電所放水 口)
						0k000	0k200		0.20	10	2	上下流 100	-
	支川	岩屋川		規制	禁止	0k000	0k200	0.20	10	2	上下流 100	-	-

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり						
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰	砂防ダム	
渡川	支川	中筋川	中筋川ダム	規制	禁止	0/-600-30	6/800+80	7.51	上流 500	10	20	上下流 100	上下流 100	上下流 100	
	二次支 川	清水川			禁止	0/000	2/400 +20		2.42	—	10	20	上下流 100	上下流 100	上下流 100
	支川	横瀬川	横瀬川ダム		禁止	0/-600	2/200 +70			3.17	上流 500	10	20	上下流 100	上下流 100

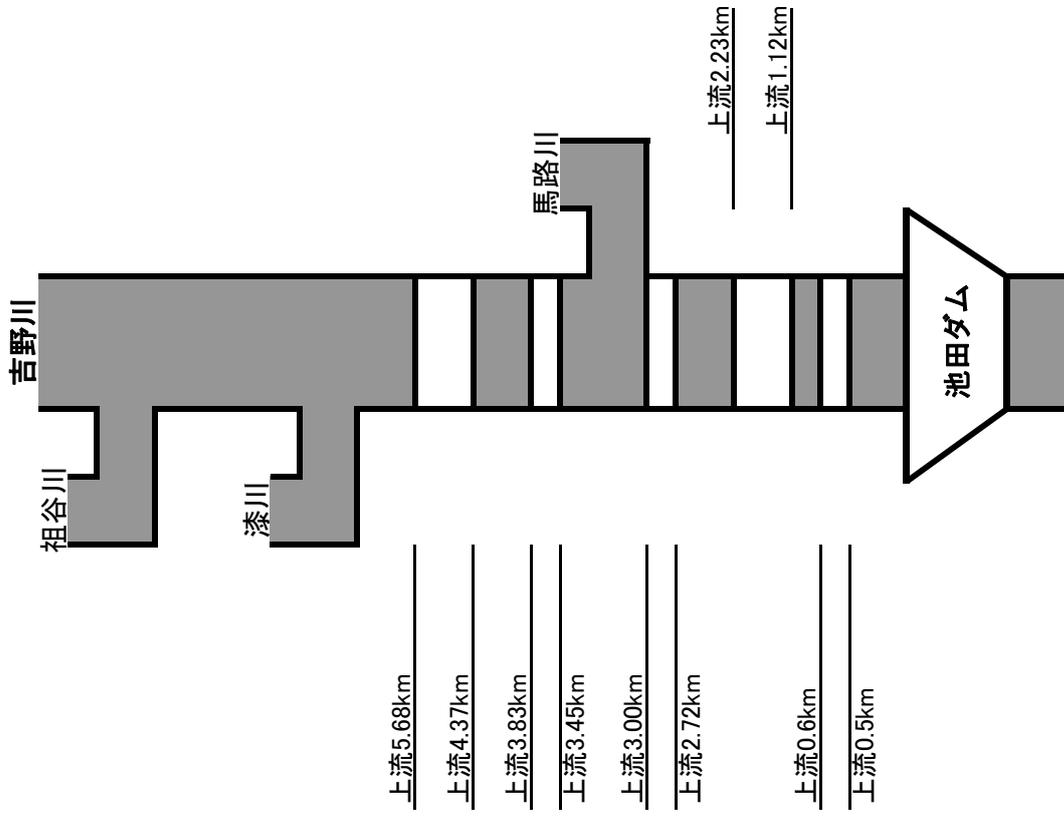
水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり						
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰	砂防ダム	
肱川	幹川	肱川	野村ダム	規制	禁止	0k000 -1000	6k860	7.86	上流 500	20	30	上下流 150	—	—	
					禁止	0k000	2k200		2.20	—	10	20	上下流 100	—	—
	禁止	0k000			0k500	0.50	—	10		20	—	—	—	—	
	禁止	0k000			0k200		0.20	—	10	20	—	—	—	—	
	支川	板ヶ谷川			八丁川	0.10		—	10	20	—	—	—	—	—
		倉谷川			0k180		0.180	—	10	20	上下流 100	—	—	—	

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり								
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰	砂防ダム			
肱川	幹川	肱川	鹿野川ダム	規制	禁止	0k000-666	5k400+110	6.176	上流 500	—	30	上下流 150	—	—			
					規制	5k400+110	6k600+80	1.170	—	—	30	—	—	—	—		
					禁止	6k600+80	7k000+70	0.390	—	20	上下流 150	—	—	—	—		
					規制	7k000+70	8k200+20	1.150	—	20	—	—	—	—	—		
					禁止	8k200+20	8k600+70	0.450	—	—	—	—	—	—	—		
					規制	8k600+70	8k800+80	0.210	—	—	—	—	—	—	—		
					禁止	8k800+80	9k000+140	0.260	—	20	—	—	—	—	—		
					規制	9k000+140	9k200+30	0.090	—	—	—	—	—	—	—		
					禁止	9k200+30	12k800 +153	3.723	—	20	上下流 150	—	—	—	—		
					禁止	0k000	1k000+41	1.041	—	—	—	—	—	20	—	—	
	支川		大谷川 黒瀬川			規制	0k000	0k200+160	0.360	—	10	20	—	—	—		
						禁止	0k200+160	0k400+160	0.200	—	10	上下流 100	—	—	—		
						規制	0k400+160	0k600+100	0.140	—	10	—	—	20	—	—	
						禁止	0k600+100	0k800+100	0.200	—	10	上下流 100	—	—	—	—	
						規制	0k800+100	1k000+140	0.240	—	10	—	—	20	—	—	
						禁止	1k000+140	1k200+140	0.200	—	10	上下流 100	—	—	—	—	
						規制	1k200+140	2k400+20	1.080	—	—	—	—	20	—	—	
						禁止	2k400+20	3k200+72	0.852	—	—	—	—	20	上下流 100	—	—
						規制	0k000	0k000+100	0.100	—	10	—	—	—	—	—	—
						禁止	0k000+100	0k400	0.300	—	10	上下流 20	—	—	20	—	—

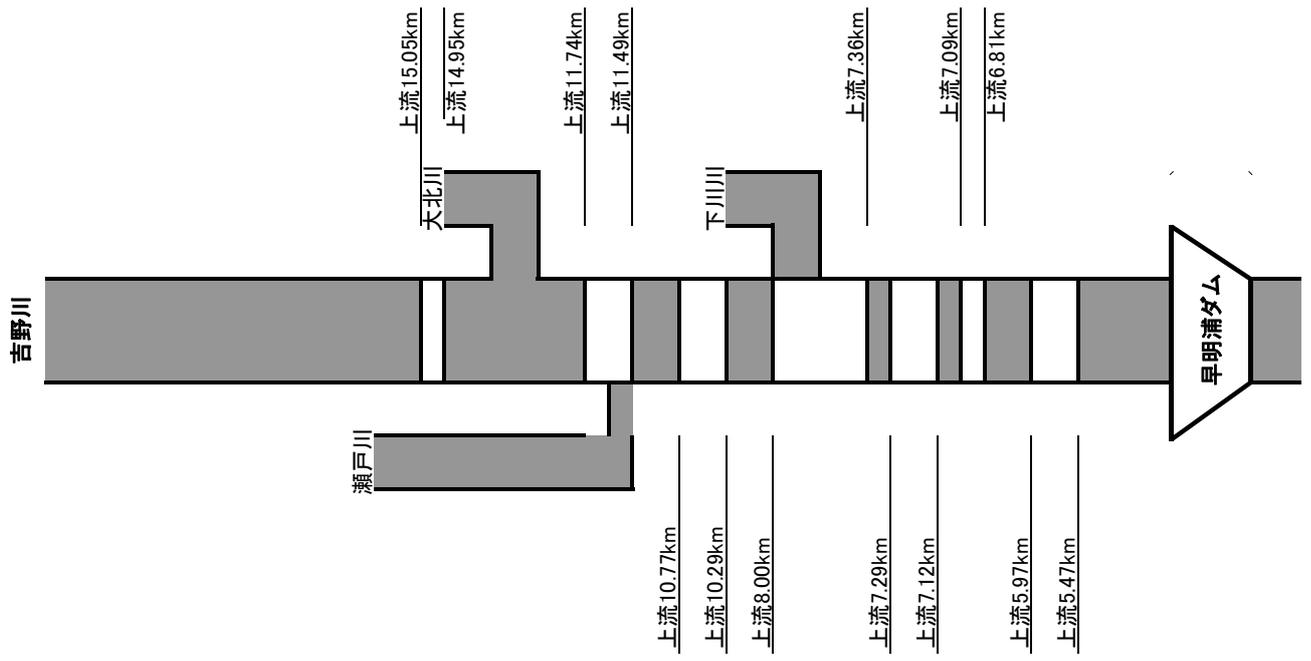
水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり					
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰	砂防ダム
肱川	支川	舟戸川	鹿野川ダム	規制	規制	0k400	0k800+180	0.580	-	20	-	-	-	
						2k400 +140	2		-	上下流 100	-	-		
		河辺川	山鳥坂ダム	規制	禁止	2k000 +20	8k000 +20	6.000	-	10	20	上下流 100	100	-

水系名	種別	河川名	ダム名	計画	方針	起点	終点	延長 (km)	保安区域(m) * 別添平面図表示のとおり						
									ダム	護岸	天然河岸	橋梁	堰	砂防ダム	
重信川	支川	石手川	石手川ダム	規制	禁止	No.0 600m	No.9	1.32	上流 500	10	2	-	-	-	
					規制	No.9	No.16 +40.0m	0.55	-	10	2	-	-	-	
					保安	No.16 +40.0m	No.18 +46.0m	0.2	-	10	2	上下流 100	-	-	
					規制	No.18 +46.0m	No.26-①- 7.2m	0.62	-	10	2	-	-	-	
					保安	No.26-①- 7.2m	No.27-②	0.10	-	10	2	-	-	下流 100	
					規制	No.27-②	No.28-② +20m	0.34	-	10	2	-	-	-	
					保安	No.28-② +20m	No.36 +150m	1.63	-	10	2	-	-	-	
					保安	No.37- 60m	No.40-②	0.42	-	10	2	上下流 100	-	-	下流 100
					規制	No.40-②	No.42 +20m	0.11	-	10	2	-	-	-	-
					保安	No.42 +20m	No.46 +8.2m	0.32	-	10	2	-	-	-	-

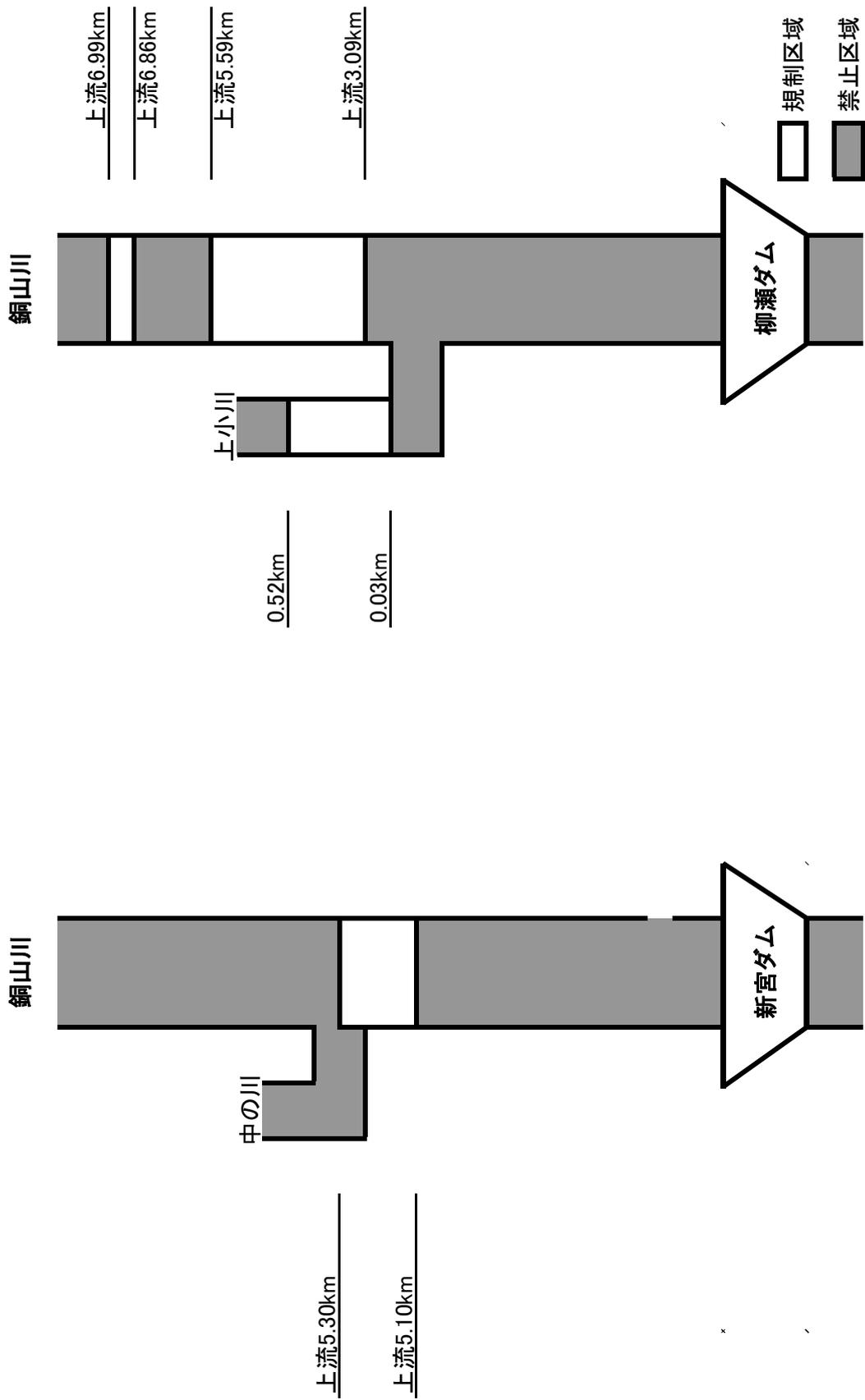
# 吉野川水系



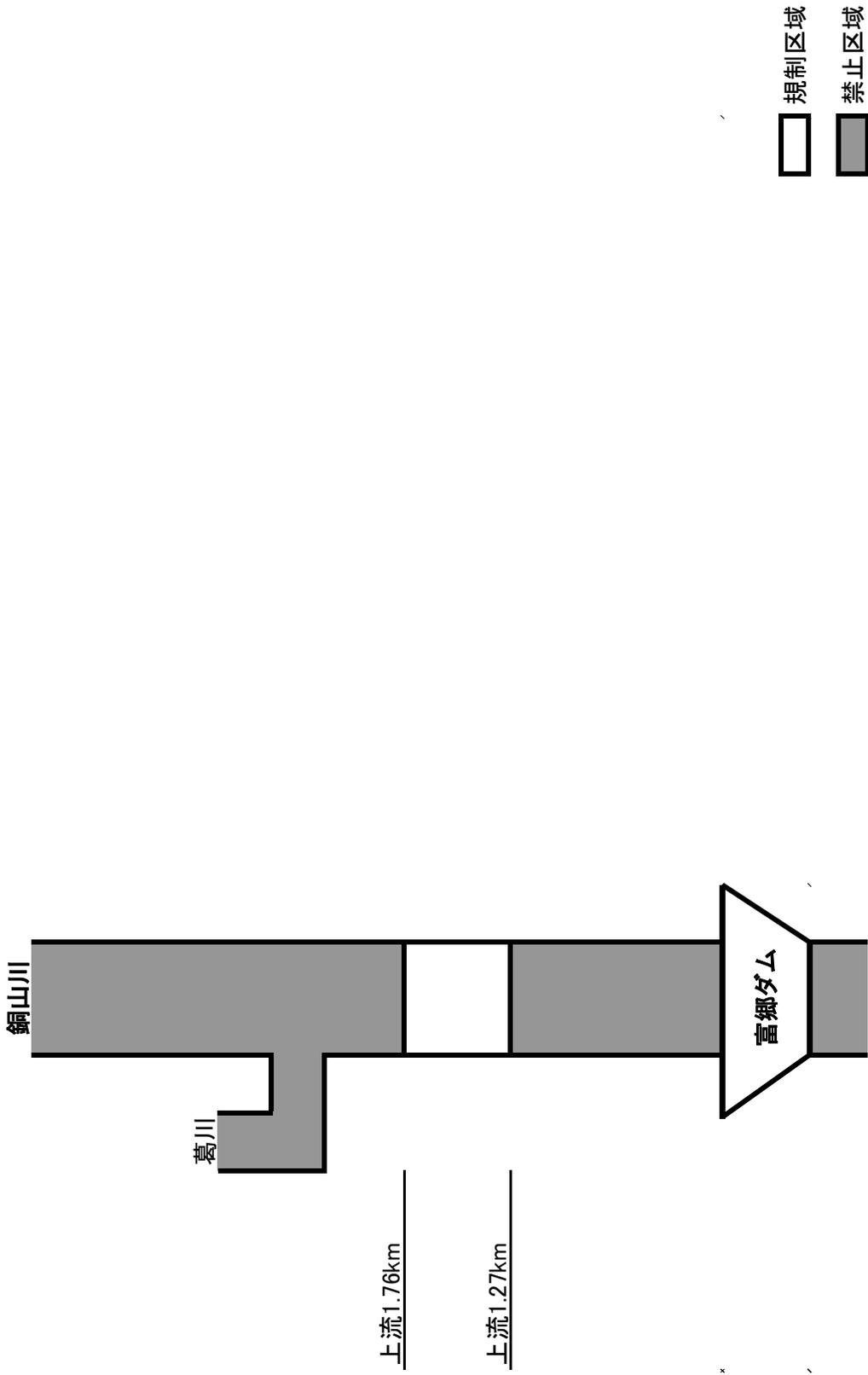
# 吉野川水系



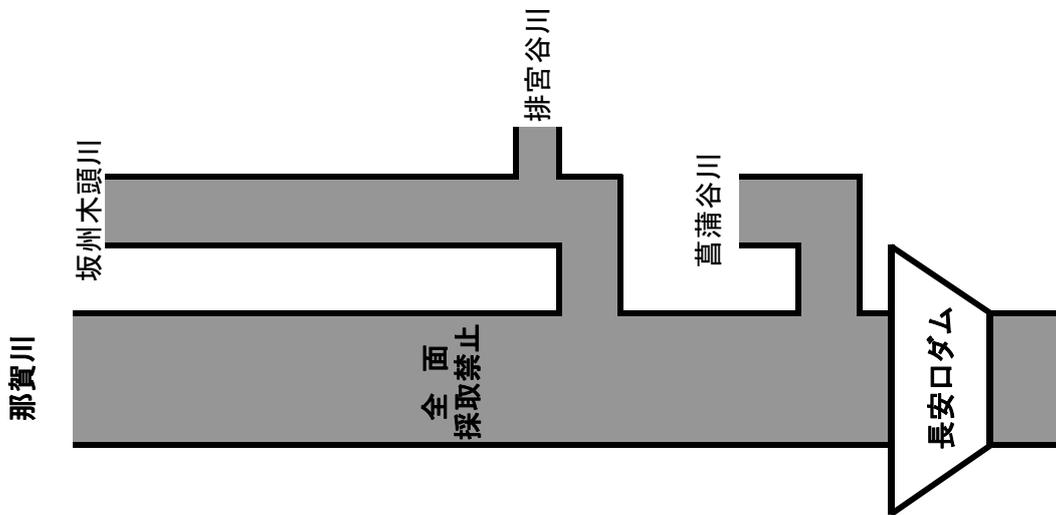
# 吉野川水系



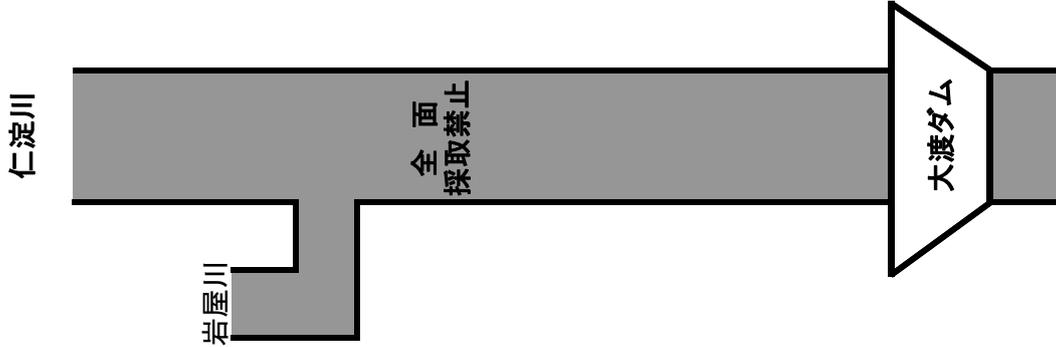
# 吉野川水系



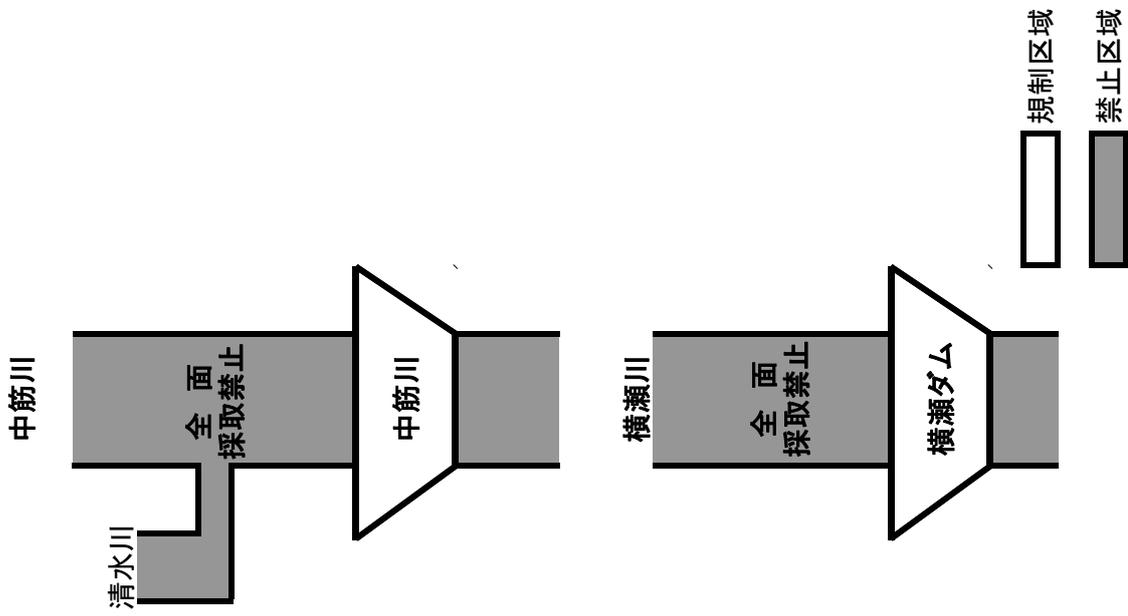
# 那賀川水系



# 仁淀川水系

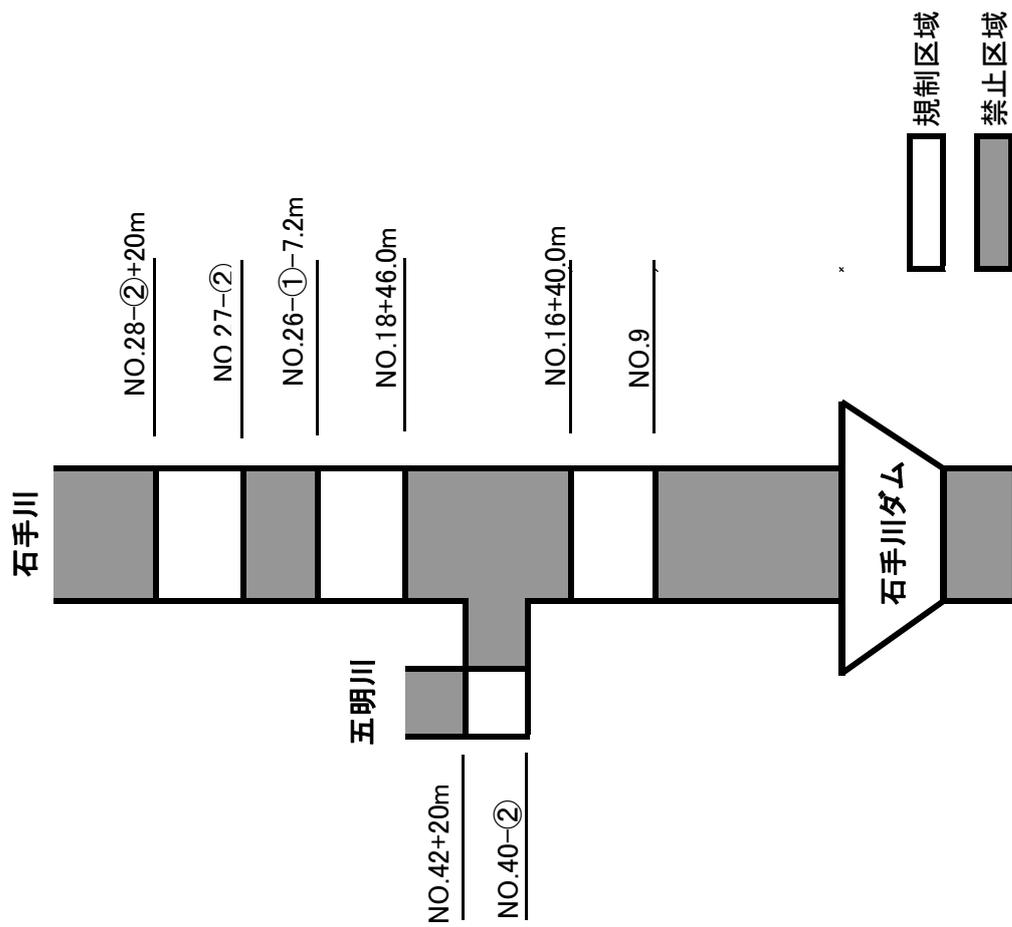


# 渡川水系





# 重信川水系



## 5. 採取可能量及び年次計画

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計			
吉野川	幹川	吉野川	池田ダム	池田ダム上流 0.50km	池田ダム上流 0.60km	0.1	25,000	25,000	許可又は許可の予定量	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000			
				池田ダム上流 1.12km	池田ダム上流 2.23km	1.11	320,000	320,000	採取可能量中の許可又は許可の予定量	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000		
				池田ダム上流 2.72km	池田ダム上流 3.00km	0.28	94,000	94,000	流下予定量	—	—	—	—	—	—	—	—	
				池田ダム上流 3.45km	池田ダム上流 3.83km	0.38	20,000	20,000	許可又は許可の予定量	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800	94,000
				池田ダム上流 4.37km	池田ダム上流 5.68km	1.31	92,000	92,000	採取可能量中の許可又は許可の予定量	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800	94,000
				池田ダム上流 0.00km	池田ダム上流 0.65km	0.65	0	0	流下予定量	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	支川	馬路川	漆川	池田ダム	池田ダム上流 0.00km	池田ダム上流 0.18km	0.18	0	0	許可又は許可の予定量	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400	92,000		
					池田ダム上流 0.00km	池田ダム上流 0.13km	0.13	0	0	採取可能量中の許可又は許可の予定量	18,400	18,400	18,400	18,400	18,400	92,000		
					池田ダム上流 0.00km	池田ダム上流 0.13km	0.13	0	0	流下予定量	—	—	—	—	—	—	—	
		祖谷川	祖谷川	池田ダム	池田ダム上流 0.00km	池田ダム上流 0.13km	0.13	0	0	許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—	—	
					池田ダム上流 0.00km	池田ダム上流 0.13km	0.13	0	0	採取可能量中の許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—	—	
					池田ダム上流 0.00km	池田ダム上流 0.13km	0.13	0	0	流下予定量	—	—	—	—	—	—	—	
計				許可又は許可の予定量	許可又は許可の予定量	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	551,000			
				採取可能量中の許可又は許可の予定量	採取可能量中の許可又は許可の予定量	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200	551,000			

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計			
吉野川	幹川	吉野川	早明浦ダム	早明浦ダム上流 5.47km	早明浦ダム上流 5.97km	0.5	269,000	269,000	許可又は許可の予定量	53,800	53,800	53,800	53,800	53,800	269,000			
				早明浦ダム上流 6.81km	早明浦ダム上流 7.09km	0.28	6,000	6,000	許可又は許可の予定量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000		
				早明浦ダム上流 7.12km	早明浦ダム上流 7.29km	0.17	16,000	16,000	許可又は許可の予定量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	16,000	
				早明浦ダム上流 7.36km	早明浦ダム上流 8.00km	0.64	193,000	193,000	許可又は許可の予定量	38,600	38,600	許可又は許可の予定量	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	193,000
				早明浦ダム上流 10.29km	早明浦ダム上流 10.77km	0.48	98,000	98,000	許可又は許可の予定量	19,600	19,600	採取可能量中の許可又は許可の予定量	19,600	19,600	19,600	19,600	19,600	98,000
				早明浦ダム上流 11.49km	早明浦ダム上流 11.74km	0.25	23,000	23,000	許可又は許可の予定量	4,600	4,600	採取可能量中の許可又は許可の予定量	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	23,000
				早明浦ダム上流 14.95km	早明浦ダム上流 15.05km	0.1	10,000	10,000	許可又は許可の予定量	2,000	2,000	採取可能量中の許可又は許可の予定量	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
				0.00km	1.30km	1.3	0	0	許可又は許可の予定量	—	—	採取可能量中の許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—
				0.00km	3.6km	3.6	0	0	許可又は許可の予定量	—	—	採取可能量中の許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—
				0.00km	2.10km	2.1	0	0	許可又は許可の予定量	—	—	採取可能量中の許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—
				0.00km	—	—	—	—	許可又は許可の予定量	—	—	採取可能量中の許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—
				計				123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	許可又は許可の予定量	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000
123,000	123,000	123,000	123,000					123,000	採取可能量中の許可又は許可の予定量	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000	615,000		

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計
吉野川	支川	銅山川	新宮 ダム	新宮ダム 上流 5.10km	新宮ダム 上流 5.30km	0.2	10,000	10,000	許可又は許可の予定量	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
	二次 支川	中ノ川		0.00km	1.20km	1.2	0	0	採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
計															

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計
吉野川	支川	銅山川	柳瀬 ダム	柳瀬ダム 上流 3.09km	柳瀬ダム 上流 5.59km	2.5	800,000	800,000	許可又は許可の予定量	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	800,000
	二次 支川	上小川		柳瀬ダム 上流 6.86km	柳瀬ダム 上流 6.99km	0.13	2,000	2,000	採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	400	400	400	400	400	2,000
計															

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計
吉野川	支川	銅山川	富郷 ダム	富郷ダム 上流 1.27km	富郷ダム 上流 1.76km	0.49	143,000	143,000	許可又は許可の予定量	28,600	28,600	28,600	28,600	28,600	143,000
	二次 支川	葛川		0.00km	1.20km	1.2	0	0	採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-
計										28,600	28,600	28,600	28,600	28,600	143,000
計										28,600	28,600	28,600	28,600	28,600	143,000

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計
那賀川	幹川	那賀川	長安口 ダム	No.0(H)- 988	直轄上 流端	13.56	0	0	許可又は許可の予定量	-	-	-	-	-	-
	支川	菖蒲谷川		No.0(N)	直轄上 流端	1.49	0	0	採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-
	支川	坂州木頭川		No.11(S) -68.9	直轄上 流端	8.9	0	0	許可又は許可の予定量	-	-	-	-	-	-
二次支川		拝宮谷川	No.0(HY)	直轄上 流端	0.15	0	0	採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-
計										-	-	-	-	-	-
計										-	-	-	-	-	-

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計
仁淀川	幹川	仁淀川	大渡 ダム	0k-1150	9k200	10.35	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-
	支川	岩屋川													
計															

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計
渡川	支川	中筋川	中筋川 ダム	0/-600	6/800 +80	7.51	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-
	支川	横瀬川	横瀬川 ダム	0/-600	2/200 +70	3.17	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-
計															

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計			
肱川	幹川	肱川	野村ダム	0k000-1000	6k860	7.860	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-			
				0k000	2k200	2.200	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-		
				0k000	0k500	0.500	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	
				0k000	0k200	0.200	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	
				0k000	0k100	0.100	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				0k000	0k180	0.180	0	0	許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	支川	板ヶ谷川 大平川 八丁川 倉谷川	計								許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	
											許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-
											許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-
											許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-
											許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-
											許可又は許可の予定量 採取可能量中の許可又は許可の予定量 流下予定量	-	-	-	-	-	-	-

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計	
肱川	幹川	肱川	鹿野川 ダム	5k400 +110	6k800 +80	1.170	203,067	203,067	許可又は許可の予定量	40,613	40,613	40,613	40,613	40,615	203,067	
				7k000 +70	8k200 +20	1.150			採取可能量中の許可又は許可の予定量	40,613	40,613	40,613	40,615	203,067		
				8k600 +70	8k800 +80	0.210			流下予定量	—	—	—	—	—	—	—
				9k000 +140	9k200 +30	0.090										
	支川	大谷川	黒瀬川	0k000	1k000 +41	1.041	0	0	許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—	—
									採取可能量中の許可又は許可の予定量	—	—	—	—	—	—	—
					0k000	0k200 +160	0.360	212,832	212,832	許可又は許可の予定量	42,566	42,566	42,566	42,566	42,568	212,832
					0k400 +160	0k600 +100	0.140			採取可能量中の許可又は許可の予定量	42,566	42,566	42,566	42,566	42,568	212,832
					0k800 +100	1k000 +140	0.240			流下予定量	—	—	—	—	—	—
					1k200 +140	2k400 +20	1.080									
計	舟戸川	舟戸川	山鳥坂 ダム	0k000	0k000 +100	0.100	44,456	44,456	許可又は許可の予定量	8,891	8,891	8,891	8,891	8,892	44,456	
					0k400	0k800 +180	0.580			採取可能量中の許可又は許可の予定量	8,891	8,891	8,891	8,891	8,892	44,456
					2k000 +20	8k000 +20	6.000	0	0	流下予定量	—	—	—	—	—	—
	河辺川	河辺川	河辺川	山鳥坂 ダム	92,070	92,070	92,070	92,070	92,070	許可又は許可の予定量	92,070	92,070	92,070	92,070	92,075	460,355
										採取可能量中の許可又は許可の予定量	92,070	92,070	92,070	92,070	92,075	460,355

水系名	種別	河川名	ダム名	起点	終点	延長 (km)	掘削 可能量 (m3)	採取 可能量 (m3)	年次計画	R4	R5	R6	R7	R8	計			
重信川	支川	石手川	石手川 ダム	No.9	No.16 +40m	0.55	156,900	156,900	許可又は許可の予定量	31,380	31,380	31,380	31,380	31,380	156,900			
									採取可能量中の許可又は許可の予定量	31,380	31,380	31,380	31,380	31,380	156,900			
									流下予定量	-	-	-	-	-				
				No.18 +46m	No.26- ① -7.2m	0.62	219,900	219,900	許可又は許可の予定量	43,980	43,980	43,980	43,980	43,980	43,980	43,980	43,980	219,900
									採取可能量中の許可又は許可の予定量	43,980	43,980	43,980	43,980	43,980	43,980	219,900		
									流下予定量	-	-	-	-	-				
				No.27-②	No.28- ② +20m	0.34	24,000	24,000	許可又は許可の予定量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	24,000
									採取可能量中の許可又は許可の予定量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	24,000		
									流下予定量	-	-	-	-	-				
				No.40- ②	No.42 +20m	0.11	1,900	1,900	許可又は許可の予定量	380	380	380	380	380	380	380	380	1,900
採取可能量中の許可又は許可の予定量	380	380	380						380	380	380	1,900						
流下予定量	-	-	-						-	-								
計	二次支 川	五明川							許可又は許可の予定量	80,540	80,540	80,540	80,540	80,540	402,700			
									採取可能量中の許可又は許可の予定量	80,540	80,540	80,540	80,540	80,540	402,700			
									流下予定量	-	-	-	-	-				

## 6. 用途規制

水系名	河川名	ダム名	前回計画	今回計画	備考
吉野川	吉野川	池田ダム	×	×	・当該地域で、骨材が枯渇している状況にない
		早明浦ダム	×	×	・当該地域で、骨材が枯渇している状況にない
	銅山川	新宮ダム	×	×	・当該地域で、骨材が枯渇している状況にない
		柳瀬ダム	×	×	・当該地域で、骨材が枯渇している状況にない
	富郷ダム	富郷ダム	×	×	・当該地域で、骨材が枯渇している状況にない
		長安口ダム	×	—	・全面禁止区域であるため。
那賀川	仁淀川	大渡ダム	—	—	・全面禁止区域であるため。
		中筋川ダム	—	—	・全面禁止区域であるため。
渡川	横瀬川	横瀬川ダム	—	—	・全面禁止区域であるため。
		野村ダム	—	—	・全面禁止区域であるため。
肱川	鹿野川	鹿野川ダム	×	×	・当該地域で、骨材が枯渇している状況にない
		山鳥坂ダム	—	—	・全面禁止区域であるため。
重信川	石手川	石手川ダム	×	×	・当該地域で、骨材が枯渇している状況にない